大正十三年
1924
(2)

七月

大正十三年
(1924)

11.(金)
終日在宅 雑務ヲ処理ス

12.(土)
朝八時半出所 雑務処分 十一時退所
腹具合治セズ 山田病院ニ行キ診察ヲ受ケ健
胃剤ヲ貰フ

13.(日)
終日在宅大掃除 小供復習サス 午前一寸海
岸ヘ行ク
腹具合大分宜シ

14.(月)
Petty ヲ読ム
改造七月号所載 櫛田氏論文ヲ読ム
パンフレット No.16 ノ校正刷ヲ校正シ初ム
大島氏ヘ電信為替ニテ拾円送付 例ノ融通
金ニ4円加算ノタメナリ

15.（火）

朝九時出所

校正ヲ終リ原稿ヲ文堂ヘ返送ス

午一時委員会 櫛田森戸大林細川久留間諸氏出席 暑中休暇ハ今年ハ二十日間トシテハ如何、東京ヘ旅行 [illegible] 第二 [illegible] 二時過散会

午二時半 [illegible] 十山健男君来訪 [illegible] 十山氏ト [illegible] 夫人来訪 [illegible] 十山氏ニ [illegible] 相談ノ結果 十山氏ヨリ [illegible] 世界 [illegible] 大概ハ [illegible] 今後 [illegible] 十山氏ノ意向トノ [illegible] 中途ニシテ辞ス 五時過 [illegible] 全ク同氏ヨリ退所帰宅ス

小島 [illegible] 氏ヨリ Borchardt 通俗資本論ノ出版ニ付キ [illegible] 同人社 [illegible] 申込アリ [illegible]

16.（水）

朝山田病院ヘ行ク 検査ノ結果 [illegible] アリ 明後 [illegible] 用ヰルコトトス

新法数冊、又 H.W.d.S.W. 中ノ Artikel „Petty"

及 Marx, Mehrwerttheorien 中ノ Petty ノ章ヲ読ム

大島氏ヘ Borchardt, Kapital. 小冊子 [illegible] ヲ送ル

午后二時退所帰宅ス

17.（木）

終日在宅 雑務処理

山本 [illegible] 氏ヘ [illegible] 氏ノ後任ヲ送付 [illegible] ヲ依頼ス

18.（金）

朝八時半出所

横須賀海軍工廠ノ海軍主計大尉 [illegible] 君来訪 同工廠ノ労働組合ニ付キ一般ニ組合ニ関スル問題ニ付キ意見ヲ述ブ

[illegible]（東大）ノ長谷田泰三君来訪 図書室入室ヲ承諾ス

午一時半 事務打合会ヲ開ク 出席者 [illegible] 森戸 [illegible] 諸氏 暑中休暇ハ七月二十八日ヨリ八月十六日マデトス 休暇中毎月曜ニ一人出所 郵便物整理スルコト 二十八日ハ [illegible] 八月

四日誠吉君 八月十一日萩原君 出所ノコト
田代氏夫妻ニハ八月二日マデノ間ニ於テ数日ノ全休ヲ与フルコト
資料室ニハ未熟者ノ外ハ外来者ハ入室セシメザルコト
二時散会

陳岐乃等君来所 労働科学研究所発行ノ数々
統計ハコリ協議会ノ許可ヲ得ル光栄ナルヘキヲ
注意ス、同君専部先生ノ卒業ノ記念ト編纂ヲ述ブ
同君ハ一月ノ上旬明日ノ会ニ出席
午后五時退所帰宅

19.(土)
朝八時半出所
執務処弁
黄教工協会理事 木下志津雄君来所 労働組合
殊ニ鉱業及金属工業ノ労働組合ノ性質ニ付研究
ヲ述ブ
Petty ヲ読ム
午后二時退所帰宅

20.(日)
終日在宅 執務処弁
去ル午後初メテ実業協会ニ論文ヲ送ル
Petty ヲ読ム
森戸辰男君ニ書状 宇野君ノコト東北大学ノ方面へ
ノ依頼ス

21.(月)
終日在宅 手紙ナド認ム
Petty ヲ読ム

22.(火)
前九時出所
大林君ニ英文ノ報告ニ研究所概要ヲ作ル
森戸君思ヒ田原東北教授ニ出張依頼ナカリシ
返事ヲ求ムル 有望ノヤウナリ 多分宇野君ニ異議ナカル
ベク察セラル 故向ニ之ヲ依頼ヲ森戸君ニ求ム
午后一時委員会 森戸 櫛田 大林 細川ノ四氏
出席 久留間君欠席

暑中休暇期間ノ決定 同人社別刊ノ出版方
ヲ報告ス
長谷川泰三君入室予定
同人社ヨリ新本寄贈数 来年度 今後編輯方
ノ件ハ来月 梅田先生来所ノ節ノ委員会ニテ決定
スルコトトス
Webb ノ二書翻訳校閲者ヲ斉藤[illegible]オカレタキ旨
申述ベオリ
長谷川大内二君近ク出征ノ際其ノ節ハ最初
ニ面会シタル人ヨリ我々ヲ代表シテ挨拶スル事ニ決ス
継続ノ件ヲ四時半散会
此文章ヨリ再校送付 残ル校ヲ[illegible]送ル
后六時退所帰宅ス

23.(水)
終日在宅 Petty ヲ読ム 又海水浴ヲ試ム

24.(木)
前八時半出所
調査報告ニ付キ農民組合方面組合調査ニ就キ
打合ス
后二時退所帰宅ス

25.(金)
終日在宅 Petty ヲ読ム

26.(土)
Petty ヲ読ム
川崎盛利君ヨリ来状 [illegible]解除ノ手続ヲ
取ルベク努力セシモ[illegible]
今一回[illegible]早速[illegible]返送ス

27.(日)
Petty ヲ読ム
[illegible]来訪 午后一同ニテ海水浴 [illegible]
[illegible]
太田敏兄君来訪 近ク来所[illegible]

七月

来月暑中休暇後ノ予定ヒカルヘシト申送ル

28(月)
Petty ヲ讀ム

29.(火)
Petty ヲ讀ム Vol.1 ヲ既ル
十世ニ入リ人相當ノ成績ヲ收メテ未ダ學問ヲ
[illegible]ル[illegible]方[illegible]妻ト二人ハ世ヲ去ル 神ハ何ヲ
予[illegible]ノ二輪ニ[illegible]ヌ市中ノ散歩ニハ時[illegible]

30.(水)
Petty Vol.II ヲ讀ム

31.(木)
Petty Vol.II 讀ム
前大林史来訪 Lanetti, Chartism 梗概ノ翻訳
ヲ持チ来ル 又明日ヨリ宇和島ノ[illegible]帰省トノ
事ナレバ一週間位ハ別ルヘキ旨云ハル

七月

午後森下史来訪 宮地史ノコトニ付桜田史ト談合ノ上
桜田史ヨリ更ニ河上史ニ依頼シ佐藤丑次郎史ニモ共
ニ賛成ヲ得ルコトトナレリ 河上史ノ意見トシテハ自分ヨリ推薦スルハ
不利ナルベシ京大ヨリハ田島錦治史東大ヨリ矢作山
崎二史ノ推薦有利ナルベシト云フコトヲ話サレタル由ナリ
依テ森下史ト相談ノ上余ヨリ更ニ矢作山崎二史ニ依頼スル
コトトシ森下史ヨリハ石原史ニ依頼スルコトトス

八月

1.（金）

Petty Vol. I ノ Introduction ヲ読ム

午前十一時頃 大内兵衛君ヲ訪ネル 櫛田森戸久留間ノ四君来訪 共ニ相連レテ出テ 三ノ宮ノ大阪楼ニ行ク 温泉ニ浴シ 夕食ノ後横臥シ会談ス 又同人社ノ近状並ニ其ノ発展策ニ就キ大内君ヨリ説明アリ 我ハ特別執筆ヲ依頼サル 別ニ承諾スル訳ナカリシモ出来ル丈ケ努力スベク答ヘタル訳アリ 夕飯ヲ喫シ 十時半辞シテ大内君ハ同楼ニ泊ル 此日朝ヨリ夫ハ電報ニヨル至急帰リタルカ来ラズ 又此状況ヲ森戸君ノ消息ニ聞カントセシモ 電報アリシ故三田ヘ来リシモ書物ヲ読ミ居リシ故来ラズ 同事中ノ一寸話ナシ直チニ大阪ノ欧風ノ行カナカリシ由ナリ

此状況ヲ大内君ニ話ス

2.（土）

朝十時頃君ノ電話ヲ受ケテ此旨君ト話ス 論文ノ校正ノコトナドナリ

Petty ノ Introduction ヲ読ム

午後二時頃 大内兵衛君来訪 同人社経営其他ノ援助ヲ頼ム 又宇野君ノコト 私ヨリ一字君ヘ

八月

批評ヲ依頼セルニ 昨日同君ハ之ヲ承諾セリ 大内君ヤ 早ク執筆シテ呉レトノ督促アリ

南薩八郎君来訪 同君ハ矢作君ト同様 進歩的ナル自身ガ同君ノ批評ニ答ヘルコトアリ 来談ス

マルサス人口論翻訳ニ付キ出版書肆改造社ト相談ス

カクテ四時頃帰去セル 同君ハ今リ四五日ノ

3.（日）

John, Geschichte der S. 中ヨリ Petty 関係ノ部分ヲ読ム

Marx, Kapital ヨリ Petty ニ refer セル所ヲ探シ初ム
矢作君ニ手紙 南薩八郎君ノ人物年齢ヲ報ズ

4.（月）

池ノ水ニ浸リ 海水浴ナドシテ暮ス

Marx I ヲ通覧ス

5.(火)
前研究所ヘ行キ参考書ヲ調ヘ数冊ヲ借リ帰ル
午后 A.Smith, 富ノ論ヲ通覧ス
坂本君来訪一泊サル

6.(水)
マルクス経済学批判ヲ読ム
夕横田君来訪 前田君ノ手紙ヲ手ニ 京大学生監嘱託ナリシ所ノ手当ハ七月限リ辞セシメル由ナリ 本意ニナキ旨答ヘタリ。宇野君ノ為ニ付話ス 雑談十時頃去ラル

7.(木)
マルクス経済学批判ヲ通覧ス
経済学部ヨリ解嘱ノ辞令及特別賞与ノ辞令ヲ送リ来リ 又先任学部長ヨリノ挨拶状ヲ添ヘ 之レニテ全ク関係モ片付ケリ

8.(金)
朝五時半ノ比 倉敷ノ宇野文夫君来訪 以先前田君ニ対相談ノタメナリ 余ハ東北大学ノ方ノ交渉ヲ話ス 東北ノ方ニ賛成ヲ表サル 先ノ前田君以来ノ此方針ヲ示ス也ノ模様ニテ直ナニ東上ノ笑ハナキ旨ヲ決シタリシガ 再宇野氏ノ才ニ此勧告スル所ヲ述ブル 九時半過辞去サル 往来駅ヘ見送ル
午后海水浴ヘ行キナドシテ消光

9.(土)
前十時過 東京市統計課ノ川嶋次郎君来訪 都市統計ノ談ヲ試ム 十二時過辞去
Marx ノ Kapital 中ノ Petty ニ関スル説明ヲ読ミ 執筆ニ取リ掛ル

10.(日)
Petty ニ関スル文献ヲ読ミ出ス

11.（月）
書状ヲ認ム 中 大内兵衛氏ヘ Malthus 人口論序文ヲ返送ス 矢作氏ヘ [illegible] 上海 [illegible] 東亜同文書院ニ [illegible] 配慮ヲ謝ス
京都図書館ヘ [illegible]
[illegible] 申送ル
午後 [illegible] 夫人 [illegible] 来訪 [illegible]

12.（火）
Petty ヲ読ミ始ム
大海水浴
大原孫三郎氏ヘ書状 [illegible]

13.（水）
前八時半研究所ニ行キ Petty ヲ読ム 午后退所 [illegible]

14.（木）
Petty ヲ読ム
夕十時 [illegible]

15.（金）
Petty ヲ読ム
上海 [illegible] 会社 [illegible] 東北大学 [illegible] 申送ル

16.（土）
Petty ヲ読ム

17.（日）
Petty ヲ読ム

18.（月）
本日ヨリ研究所夏休 [illegible] Petty ヲ読ミ [illegible]

八月

19.(火)

前八時半出所

Petty ニ関スル先考書ヲ渉猟ス

警保森川二君ト下島亡志君ノ病気見舞ニ付協議ス 主務官ヲ[illegible]ノ[illegible]退職ノ[illegible]補足スル方針ニ決ス

十一時ノ頃太田敏兄君来所 協議ノ上当分ハ[illegible]研究ヲ[illegible] 警保森川氏ノ諒承ヲ得タリ

前川大林二君ノ外森本君等ト[illegible] 会合ス 午後退所帰宅

高橋誠一郎君[illegible]研究ノ Petty ニ関スルモノヲ読ム

20.(水)

前八時半出所

Petty ニ関スル文献ヲ読ム

十時ノ頃大原[illegible]君来所 梅田君[illegible]

[illegible] 宇野君ノ身上ニ付[illegible]ヲ得タリ 梅田君ノ[illegible]ハ[illegible]人

八月

社ノ件モ話シタリ 今後一時間計リハ[illegible]

[illegible]退所帰宅ス

21.(木)

終日論文ニ付考究ス

月来ノ旱天漸ク本日雨アリテ霽レタリ

[illegible] 今朝ニテ満四月[illegible]

22.(金)

終日在宅執筆ス 遂ニ外出セズ

23.(土)

前九時出所 雑務ヲ処理シ早ク退所帰宅

24.(日)

執筆ス

午后四時ノ頃今朝ノ下段ノ梅田君来訪 [illegible]

[illegible]

[illegible] 印刷ノ初校ハ[illegible]

ニナスベキヤヲ同君ガ湯川君ニ話シ貰フコトトス、同調査
ノ資料ハ成田四年氏ニ依リ整理中ノ由ナリ
此ノ分四月以降ノ経費 540 円ナリ 此ノ内［illegible］外勤費
六十円ヲ引キ残リ 450 円ヲ支払ハ 整理費其他ヲ之ヨリ
支出シ残額ハ適宜ニ処分スベシト為ス
内務省ノ嘱託ハ 月島調査ニ関スル限リハ 就テハ［illegible］
付ナル故 万代ヲ承知ハ一タナ為湯川君ト中生ガ申
込ムコトトス
宇野君ノ身上ニ付テハ同君ト大内君ト懇談ノ結果ヲ待チ
又中生ガハ当方面ノ経過ヲ話シ結局研究所ト縁ヲ
絶ツコトトスル方針ヲ採ルコトトス
同君ノ待遇ハ西宇毛手当ハ従来ノ例ヲ追ヒ月120円
トス
同人社経営ハ大島君ニ先生セル題目ヲ話ナル
職業調査 倉敷調査 柳原調査ノ報告ハ此後
一時延期ヲ乞フハ 事実ス
当館今鑑ノ本分ノ編纂ハ細川君ヲ枝ハコト
ヲ話シタシ委員会ニテ異議ナカルベキ故 明日以
ハ細川君ト細川君ト林君トノ間ニヲ打合ヲナシ
置カルベキヤウ話ス
倉敷ノ方ノ嘱託ハ現任中ナ村外ニ為送ラル
内務省自費派遣ノ場合ハ［illegible］ヲ比準シ
オリ

ハ本人ヨリ臨時嘱託ノ場合アルベキ旨話シオリ
其他ヲ残ルヲ話シ合ヒ了居ヲ共ニシ八時半帰宅スル

25.(月)

昨日同居黙想スルニ筆実ニ進マズ候ハ嘆吟ス
内務省湯沢ト男爵ト共ニ桜田君ガ報告提出アリ之
ヨリ嘱託事務ハ一段落ナリシガ同君ハ嘱託ハ続ケル可
キナルベシト申シ送ル

26.(火)

朝八時過ギ出所 雑誌写真ヲ整務ヲ分ス
宮中君ヘ桜田君西宇毛手当額(月120円) 同君ニ
来月以後ハ支給セズ 西宇毛手当日割支給ノコト、
桜田君持参ノ信用状支払ハ同君ト協定サルベキナリ、
同君送別会九月十二日午前会トシ 大原様方ニ
於ケル外便宜上小河高田二氏ヘ通知ノコト；
月島調査ニ関スル費用ハ中生手許金ヨリ支払ハルベキ
コトヲ話シオリ
午十一時ヨリ委員会ナリ 桜田桜田森ト久留間
細川ノ諸君出席 大林君欠席
細川報告ノ後協議ス、一写真室入室希望者ノ承認

八　月

此ノ外、吉田敏光君ヨリ次ノ事項ヲ示シタルコトヲ報告シオク
花田君ノ翻訳手当辞退ノ件ハ承認 但シ八月分送金セル二〇
円ハ梅田君マデ返送シ来リ 且七月二十一日付ヲ以テ七月限リ辞退スル
旨ノ証書ヲ送リ来ル 之ハ同君ノ意志ヲ尊重シ七月限リ辞職
トニ決定
手島ニ志君ニ対シ免費用支給依頼ノ件ハ手島特ニ君ノ内面
ノ上返答シ手当ヲ更ニ協議スルコトトス
梅田君送別会ハ九月十二日正午頃ヲ以テトシ、同君面会ヲ
手当ハ吉田委員梅田二君ノ帰リヲ待チ君ノ気持ヲ聞キ於テ
可決スベク決定スルコトヲ会一任ニ帯ブコトトス
月島調査報告書ヲ以テ内務省嘱託辞任中ナリシモ
之ヲ報告シ、渋谷調査会報調査報告提出延
期ハ承認、名称・柳原調査報告延期並ビニ但シ之ハ
前ヲ協議スベク工夫スルコトトス
米介氏ノ労働会館ノ経営者ニ関シテハ 事ヲ細川君ヤフ
従来ノ組合ノ統ナリシガ近来ノ研究ノ都合上ヨリ更ニ新タリ此ノ際左ノ
如ク協議、主梅田君ノ発議ニテ会長ノ任ヲ吉ハフトシ君ノ適
宜ニ内外ニ於ケル補助者ヲ選定スルコトニ決ス 但シ梅田
君ノ希望ニハ先ヅ事会外ヨリ求ムル外ヲ勧メラレシガ会ハ之ヲ社会
事業会館ノ為ノ関係上今カラ決定シオクハ不可ナリトシ
上ヲ以テ決定
同人社献本部数及頒布上割引ノ件ハ委員幹事ヲ主トシ次
回ニ協議スルコトトス

八　月

カラ氏一時前散会
東大講師猪間驥一君来訪 種々依頼 同君ヲ交入会
ヲ承認ス
午後時過退所帰宅ス

27.(水)
終日在宅 原稿ノ続キ構想ス

28.(木)
朝八時出宅神戸ヘ行キ日本郵船会社ノ高田
丸入港予定ノ時ヲ照会セ 大丸ホールニテ買物ヲナシ
神戸税関ニ大内君ヲ訪ヒ、鈴木氏ト同君ノ事ヲ又相伴
ニナリ此ノ任ノ、中村氏ニ面会通関上差支ナキ
限リ便宜取計ノ配慮ヲ乞ヒ置キ 宅ニ帰リ同日ヲ
待ツ 二十一日午前七時入港、船客ノ確カメタル
君ハ宇野文君ヘ通知ス
午後一時、何家主関・野徳三郎氏ヲ室来訪 依ク
家事上ノ事情ヲ訴ヘアリ 其ノ結果当分ノ間（或ハ
関係氏ノ都合ニヨリ何時ニテモ）家賃百円ニテ賃借
スベク契約スルニ証書ヲ以テ交ハス 但シナル
ベク無適ノ証書ノ希望ニテ 此事ヲ十山健男君

八月

一通知トスルコト（関東地方）直ルニ至ル十年目ニ相違カラザル土地ニ甚大ナル被害ヲ与ヘ一時間余ニシテ通去サル

29.（金）
朝ヨリ大工造及妻 亨ト友和男財ノおじげさんト共ニ大掃除 庭掃除ヲナス

30.（土）
Petty ヲ伴ヒ又庭ノ掃除ヲナス
朝九時ノ放送ニテ九州地方ヨリ台風襲来ニテ八月一日朝着港ノ通知アリ 今朝妻神戸ヘ向ケ出発セシメタルモ 一日朝二時半着ノ予定ナリシ故 十一時半頃宇治丸一号ニ乗リ世話ヲ要ス
夕方宇治丸一号ニ来テ届ケサル

八月

31.（日）
昨日亨野文君ト明日ノ出迎ノコトナド話シ合ヒ暮テ神戸ノ入江おじげさんヲ訪ネル

九月

1.（月）

○朝四時起キ五ツ―五.二〇ノ仕出駅発ノ汽車ニテ宇治父君
入江おしげさん妻ゆりト打連レ京都ニ行ク　一郎まさハ本日
ヨリ学校始マルニ付留守セシム　カクテ京都駅ニ着キ宇都ヨリ
来リ待チ合ハサレタル宇野母君宇治淳一君宇治信夫
夫妻千さんト落合ヒ人力ヲ並ベテ鹿ヶ谷[?]ニ着ケルハ
丁度六時ナリ　七時再ビ人力ニテ着ク　間モナク[?]ヨ
リ宇治夫妻ヲ迎ヘ生粋ノ元気[?]ニ合フ　東京錦花
太リ晴二君（東京高等工業[?]）宇治氏ノ関係ニテ一切
ノ世話サル　荷物ノ大方ハ同君ノ依頼ニテ同社ノ自
動車ニテ我々一同並ニ女中[?]ヲ京都ニ来ラレ又母
君淑君ヲ合セ再ビ京ニ行キ九時五十分ノ汽車
ニ乗込ミ十時過仕出宅ニ落付ク
其ノ中ニ荷物モ来リ一同皆ノ物ノ中ニザワザワト
一日ヲ暮ス
午后森下君夫妻来訪サル　今朝ワザワザ京都ニ見送ラレ
タルニ行違ヒシ由ナリ
夕宇治淳一君ハ帰京ノ途ニ就カル　他ノ方ハ就
床ノ時ニ寝込ム

九月

2.（火）

終日在宅シテ〔?〕世話ス
宇治夫妻今朝森下君ヲ訪フ　其節同君ヨリ金[?]ヲ送ラ
ル東北大学ノ方ノ[illegible]ノ模様ヲ聞カル　宇治君ハ希望
ノ旨[?]ヲ述ベラレタルモ森下君ヨリ不在[?]ナル由ニテ断ラ
レタル由ナリ
午前宇治信夫君ハ帰京ノ途ニ就カル
午后ハ宇治家一同橋本社[?]ニ行カル

3.（水）

宇治父君母君ハ妻ヲ伴ヒ午前中ヨリ奈良ノ方面
ヘ見物ニ行カル　余等ハ宅ニ在リ何トスルコトモナク
暮ス
夕ヨリ宇治本家[?]四氏[?]カル　従テワザワザ二人ニテ
後十一時三十八分発ノ汽車ニテ帰京ノ途ニ就カル　一同
停車場ニ見送ル

4.（木）

大分疲レタリ 然レハ休養 少憩ノ Petty ヲ再ヒ読ミ掛ル

宇野君今ヨリ来ル二十一年ノ発足ナリシカ本郷ノ気味ハ延期 容態アリシハ平外ニテ休養スル 依テ 大内山寄矢作ノ工君ニ当時田朝ヲ導キ旨通知シ 之ヲ取消シテ

岡部徳三郎君ノ返書 捺印セル契約書ヲ返送シ 且期間ノ問ノ工合問ハ差支ナキ故行政ニ送ラルレハ更ニ捺印スベキ旨申シ 十四君ノ来ルハ可笑ヲ 依テ保証人タルナラ承諾ヲナサシト申送ル

5.（金）

前九時半 研究所ニ行ク

太田敬之丈ヨリ手紙ニ十円ト 農民組合調査ノ方面ニ従事シ其ノ意向ヲ述ヘ 高ニ取組ミ 其ノ仕事ヲ渡シテ呉レト云フ 之ヘノ返事ス

雑務ヲ片シ 午二時迄研究所ニ居ル

6.（土）

Petty ヲ読ム

宇野君来リ、同僚ト記念ナル今リ上京セル外兄ニ会ハル所ニ。午前十時ノ頃森戸夫人西原ノ令息ヲ森戸夫氏ノ手紙ヲ持参セルナリ。就職ノ件ニ提議スル前面会ニ訪ハレタル故仙台ヘ下ラル。モラ面会ハムヅカシト、旅十半時間計リノ後森戸夫人ハ辞去セル

午后時半宇野夫任去駅ヨリ大阪ニ行ク。七時五十分ノ特急ニテ東京ヲ経テ仙台ヘ行カル

7.（日）

Petty ヲ読ム 秋冷加ハリ漸ク寒冷ヲ覚エ掛カル

8.（月）

終日執筆ス

午后五時半頃八木久夫君来訪 来週月曜ヨリ出勤スルベリ 報酬ハ臨時会トシ七十円ヲ給スヘク話シ合フ

9.（火）

朝七時ノ頃大島秀雄君関山ヨリ帰京ノ途来訪セル 柿原夫人ト協議シタル上 空席ノ経済行政ノ個人社説ヲ決心ヲ深ウシ内外ヨリノ伊藤氏ニハ之ヲ話スル捗リナリト云ハル 余ハ其ノ今トナリテハ余儀ナキヲ認メ 伊藤氏ニ宛テ外ニ大内兵衛君ニ送ケタリナリト 余ハ鑑セシ 其ノ収物ノ今後ハ出来ル丈ケ進メタカリナリト 雑誌ノ原稿ハ僅メナキ今後ハ日ガルヤウ余ニ於テ面会シタルナリト 伊藤氏ト其ノ結果会ノ上京差支ナシト 其ヲ決定ス十時半ノ頃辞去 京都ニ立寄リ伊藤氏ニ面会スルハ由ナリ

執筆ヲナシ進ム

梶田夫執筆ノ月島周吉君ニ輪ヲ返送ス 明日浜田氏ニ送ル筈

10.（水）

終日閑居執筆ス

学校君ニ月島周吉君ニ輪ヲ送リ 四郎君ニ行キ行クモ送付サレタル由申シヤル

九　　月

11.（木）

前九時出所

総務処分ノ十二日午前十時委員会開会通知発送

奉神森川二君ト相談シ手島六君ハ入同校ノ体育トシ入院費ヲ請ハハ大ニ困ル事ナク退職スルヲ補頭シ別ニ精勤スルニ一ヶ月分ノ手当ヲ遣ハストス　又手島等ニ君ハ当分留守ノ様子モシムルトス　補充トシ一人大ノ新人ヲ求ムルトス

午前梅田夫人及夫人ノ父君前田正秋君ニ面会ス

梅田君ニ宇也君ノコト并ニ大島君来意ノ報ヲ伝ヘ又同君ヨリ内務省解嘱ノ辞令アリタルコト其他方法等ヲ聴キ月島調査ニ就キ報告アリ

午后二時退所帰宅ス

九　　月

12.（金）

午前講義ノ川越ヨリ来ラレタル山崎吉次郎君挨拶ニ来ル

宮城県ヨリ宇也君仙台ヨリ佐藤学長 石原 秋田二君ト共ニ面会シ十四日ノ教授会ノ學校設置ノ件ヲ決スル事ナク東京ヨリ大内大島二君ニ面会シ呼ブ之ヨリ同君ノ以上ノ話ヲ安心セリ

午后梅田夫妻令息二人及夫人ノ父上来訪晩餐ヲ共ニス

夕秋田佐一郎君来訪 宇野君ト相当事務ニ付打合セ後六時余辞去

午后四時ノ汽車ニテ小野寺姫君来訪 東大理学部ニ就キ科目ノ望ノ件ニ付意見ヲ求メラル私見ヲ述ベ一時余辞去

13.（土）

朝八時頃宇野君ト同道出発 同君ハ芳屋ニ立寄リ余ハ直チニ出所ス

前十一時委員会ヲ開ク 梅田森介 梅田四川久留間大林ノ諸君出席ス

梅田君送別会ニ十何派ノ次郎高田象氏二君ノ[illegible]ヲ求メタルコト并ニ宇也君教授ヲ求ムルコト等決ス

宇也君東北帝国大学ニ内定ノ旨報告ス

Dr. Boese ヨリ月額金百円ノ補助ノ件ハ断ハルコト決定

平島正志氏休職ニ関スル処置 要領
平島晴二氏暫時休養ノ件 要領
去ル九日 大島氏来訪 同人社ヲ辞去スル決心ニ
諸氏ノ新處ヲ促カシオリ 之ト関連シ 辞任ス
ノ経メオキ 内輪決定ス 一時印刷ヘ 廻
ハ決ス
約リ十二時過散会
ソレヨリ梅田氏送別 兼宇佐氏歓迎会ノ為ノ
大阪富田二氏ヲ帯 臨ミ 全簡単ニ挨拶
ヲ述ベ 他ハ雑談ニ移リ 二時散会
三時ノ大阪駅ニ 氏来西 梅田宇佐
氏ト雑談 半時余ニテ辞去
四時ノ宇佐氏ト会社 帰宅ス
本日妻トまりトハ大江おじいさんノ停
礼 地ヲ 行ク

蹴開とりどり

十供蹴開の必要は夙に
八年の夏から一部の
り說かれたが、借
しようとするが色々
あるなかと思ふや
ぬ。今春のと三輪
に蹴開の事をおたづ

[illegible]

14.(日)
○ 午前九時半ノ宇野夫妻来ル 十時三人ヲ伴ヒ阪急
電車ニテ神戸ヘ行キ 十時ニ賀茂丸ニ至リ 梅田氏ヲ見送ル
三ツ目航路ニテ 中村 氏ニ挨拶シ 梅田氏
ニ紹介ス 十二時 明海ビルノ楼上ヘ至リ 昼
食シ元町通ニテ買物ナドシ 三時過帰宅ス 梅
田氏ト握手シ 賀茂丸ノ出帆ヲ見送ル

手島仁志夫休職ニ関スル処置了承
手島畤二夫暫時休養ノ件了承
去ル九日大島夫来訪ノ入社推薦ニ快諾シ且シ報告シ
諸夫ノ新慶ヲ促カシオリ 之ト関連シ就職斡旋ノ予稿
ヲ隆メ村内就職先ヲ一時仰キ迎ヘスルト延期
ニ決ス
カクテ十二時過散会
ソレヨリ梅田夫送別並宇佐夫歓迎会ヲ屋上ニ開ク
十人ノ高田二氏モ来席 然シ至簡単ニ挨拶シ二夫送辞
ヲ述ベ 他ハ雑談ニ移リ二時散会
三時ノ頃大原嬢ニ西夫来而 梅田宇佐二夫ト雑談
シ雑談 半時余ニテ辞去
四時ノ頃宇佐夫ト同伴帰宅ス
本日妻トまりトハ大江おじいさんノ伴ニ大阪ヘ行キ
礼服地ヲ購ヒニ行ク

14.(日)
○ 午前九時半ノ頃宇野夫妻来ル 十時三人ト伴ヒ大阪
電車ニテ神戸ヘ行キ 先ヅ賀茂丸ニ至リ梅田夫ヲ見送ル
正午同船同室ニテ任地ノ中村真野夫ニ挨拶シ梅田夫
ニ紹介ス 十二時半頃辞シ明海ビルノ楼上ヘ至リ昼
食シ元町通ニテ買物ナドシ五時過帰宅ス 梅
田夫ト握手シ又健闘ヲ祈リ賀茂丸ノ出帆ヲ見送ル

15.(月)

午前10.37仁王発ノ急行ニテ宇佐美嬢倉敷ヘ
之ヲ送ル

大分疲労セリ故ニ休養ス

16.(火)

前九時出所

八木久夫君来所 嘗テ京都七條家ノ調査
ヲ依頼シ其ノ結果ヲ齎ラセルナリ 又
君ハ同君持参ノ農民組合史資料調査材料
ニ就テ報告ス 本君ハ資料室ノ一部ヲ帯
コトス

北野君ヨリ図書室方面ヘノ仕事希望アリ 今
暫ク之ヲ希望シ此ノ件ニ付テハ追テ処
分考慮スベキ旨ヲ話ス

会員名簿ヲ作成ス

大島秀雄君ヨリ法人社財産目録ヲ送付
大内兵衛君ヘ大阪ノ法人社ノ件考慮意見ヲ
求メオク

国際
協會

17.(水)

昨日ノ如ク雑務ヲ処理ス

宮一夫ヘ大阪宇佐美嬢ノ件ニ就キ一筆ヲ出状シオク旨
ヲ返信ス 又大原孫三郎山岸先生ヘ挨拶状ヲ出ス

十山健男君ヨリ保証人ノ件ハ目下ノ事情ノ経過ヲ知
ラセ速ヤカナラザル旨ヲ返事ス

朝倉文山岸吉次郎君ヲ訪ヒ礼状挨拶ヲナス

18.(木)

前九時出所

谷利吉四郎君来訪 先般話アリタル国際労働協
会日本支部創立ニ付 国際労働事務局ノトーマス氏ノ来
状モアリ 又国際聯盟協会トハ全ク別ニ独立ノ協会ヲ作
ル案ナルトノコトナリ 余ハ先般話シタル意見ト同ジデアル
ガナホ余ノ賛意ヲ表ス 労働組合側ノ参加ヲ主トスベキ
コトナド話シタリ 尚社会労働政策協会ナルモノハ
協会成立ノ上 欧洲ノ同名ノ機関ナル Société internationale
de la politique sociale ト同様ノ組織トナルナラバ
如此ハ会員ノ資格ヲ限ラズ何人ニテモ入会ヲ許シ委
員会ニテ其ノ事務ヲ処理スルコトナリ 又宇佐美山岸
亀吉君ノ如キ理解アル人ヲ入レルベキナリ など話
ス 十一時退所 十時 佐藤鉄太郎君ニ紹介ス

藤本幸太郎君ノ紹介ニテ毎日新聞財界研究会ノ石井

15.(月)
午前10.17ノ汽車ニテ宇佐夫婦倉敷ヘ行ク 妻ト共ニ見送ル
夕方頃ヨリ臥シテ休養ス

16.(火)
前九時出所
八木久夫史来所 嘗テ京都七條京竹調査材料ヲ渡シタル整理方法ヲ議セルヤウ頼ム 又吉田敬史ハ同史持参ノ農民組合金本調査材料ノ整理ヲ寄ルヘク頼ム 本史ハ資料室ノ一部ヲ借リ使フコトトス
北野史ヨリ図書室方面ヘノ仕事希望アリ 余ハ同史ノ提訪ヲ乞ヒ希望ハ成シ難カルヘク併シ近処ノ方針ハ考慮スヘキナリト語ル
午后所閑散ス
大島秀雄史ヨリ同人社財産目録ヲ送付シ来ル 大内兵衛史ニ先般同人社ノ件考慮意見ノ提出ヲ求メオク

17.(水)
昨日同様雑務ヲ処理ス
宮一史ヘ先般宇佐史夫妻ノ歓迎ニ与リ世話シテオクレタル厚意ヲ謝ス 又大原和田山等先代婦史ヘ挨拶状ヲ出ス
十山健男史ヨリ保証人ノ件ハ公会ヨリ委細ノ経過ヲ知ルニ迷惑ナラザルニ至ラバ先ヅ当リ返事ス
朝倉京山等吉次郎史ヘ右ハ挨拶ヲナス

18.(木)
前九時出所
浜利四郎史来訪 先般アツタル国際労働協会ノ創立ニ付 国際労働事務局ノトーマ氏ヨリ来状アリ 右国際聯盟協会ト協力シテ協会ヲ作ル案ニ関スルコトナリ 余ハ先般話シタル意見ニ同ジテアル故ナルニ余モ賛意ヲ表ス 労働組合ノ意見ヲ主トスベキコトナド話シタリ 元来ハ労働政策協会如何ナルモノ協会成立ノ上 欧洲ノ成立ノ組合アル Société internationale de la politique sociale ト連絡ヲ取ルコトヲ可トシ 組合ハ会員ノ資格ヲ限ラズ何人ニテモ入会ヲ許シ委員会ニテ常ノ事務ヲ処理スルコトアリ 資本家ニ山岸亀吉史ノ如キ理解アル人ヲ入ルルハ可ナルベシト語ル 十一時退所去ル 三浦鉄太郎史ニ紹介ス
藤本喜太郎史ノ紹介ニテ毎週財界研究ノ

午后一時過ヨリ事務打合会ヲ開ク 寧津越智森川
内藤 [illegible] 諸君出席ス
図書室方面ニ関スル件ヲ報告シ 書類ハ必ズ事務
室ヲ通過シテ出入スルヤウニスルコト
右田氏解嘱ノコト 宇地氏解嘱及就職ノコト
今後編纂ノ件 同人社ノコト
吉田敏夫八木久夫二氏嘱託トシテ採用ノ件
並ニ右ハ図書利用ノ関係者ノ例ニヨル 但シ貸出
ハ五冊マデ許スコト 又
パンフレットNo.16ヲ寄贈スル先方ニ図書館物ト交換
先ナル選定ヲ並ニ寄贈先整理ヲ協議シ 続イテ
内務省ニ寄贈ヲ決ス
カクテ午后四時散会 退所帰宅ス

19.(金)
昨日在宅シテ執筆 又 [illegible]
京三図書館 [illegible] 夫人 十山 [illegible] 氏 [illegible] 来訪 [illegible] 十山君
ハ [illegible] 全ク [illegible] ノ [illegible]
[illegible] 十山氏ニ [illegible] 人ヲ [illegible] ナリ
前 [illegible] 大 [illegible] 文男氏ヨリ通
知アリ [illegible] 又 [illegible] 大ノ [illegible] 氏ヘ [illegible]

ノ認メ文男氏ヘ送ル

20.(土)
前九時出所
吉田敏夫八木久夫二氏ニ図書利用ノ件ニ付話ス
又二氏ノ [illegible] 仕事ニ付注意ヲ与フ
寧津氏ハ吉田八木二氏ノ報酬ニ付話ス 又宇地
氏ハ九月限リ解嘱ニ付テ九月マデノ手当ト在職中 [illegible]
ヲ出シ二月末ノ退職手当トシテ支給スベク話ス
森川氏ヨリ平島二氏夫人ノ後任ノ候補者ニ付話アリ
賛成シ [illegible]
細川氏ノ友人久松博一氏ニ面会ス 同氏ハ同人
社ニ入ルベク [illegible] 氏ハ面会セ過日既ニ
[illegible] 同人社 [illegible] ノ模様ニテ [illegible]
[illegible] 同氏ハ同人社ノ現状ヲ
話ス
午后一時退所帰宅ス

九月

21.(日)

終日雨天ニテ籠リ雑務ヲ片付ク

大内夫ヨリ同人社長ノ件ニ付意見ヲ申来ル 全ク[illegible]ク考慮ス

22.(月)

午前雑務ヲ処理シ又執筆ス

[illegible]京王閣[illegible]夫ト本日ヨリ向フ二ヶ月[illegible]百円ノ賃貸借契約書ヲ十山健男夫ヲ保証人トシテ取交ス コレニヨリ当分住宅ノ安定ヲ得タル訳ナリ

又大和ヨリ特別[illegible]十円手ニ入リタルモ之ヲ機トシ[illegible]先般[illegible]借入レタル[illegible]五百円ヲ返済シ又[illegible]ヨリ預カレル二百円ヲ郵便貯金[illegible]名義ニテ預入レ[illegible]債務整理ヲナセリ

食後快晴 秋ヲ味ハヘリ 散歩ヲ試ミ 新築[illegible]大歌劇場ニ至リ[illegible]蜘蛛ヲ[illegible]電車ニテ帰宅ス

九月

23.(火)

終日雑務ヲ片付ケ 又午后ハ[illegible]散歩ス

パンフレット寄稿先ヘ送付ス

大内夫ヘ手紙ヲ出シ[illegible]最近[illegible]大島夫ヲ呼ビ[illegible]報道セルコトヲ依頼ス

24.(水)

前八時出所

[illegible]夫ト大島夫[illegible]森川夫ヨリ[illegible]

細川夫来所[illegible]依頼ス[illegible]

午後二時退所帰宅ス

25.（木）

朝九時前出所

寺津君ヨリ依頼ノ16号九頁ヲ訳シタル外ノ計算表ヲ日人社ニ送ラシム

十時ノ頃細川君来所 此程伊達三郎君来訪アリタル由ナリシ 依テ伊達君来所 二人問題ヲ話セル 伊達君ハ内外出版ノ方ハ他ノ重役ノ意ハ許トナラズ 其意志ナキ旨返事アリ サレド伊達君ノ友人ナル田中氏ニ話セシニ 伊達君ト共同ナラバヤルベシトノ話ナリシモ 自分ノ健康上東京ヘ急ニ出ルトキヲ得ルナキ故 某書ヲ発売セン旨語ラレ 残ル契約(?)、尚日人社ニ対シ三千円ヲ要スト 大島君ニ 一個人トナリ事業ヲヤラバ 自分ガ特ニ上京シテ援助スルモノトシテ 旨ヲ父上ト弟ト友人ニ相談シ 明日又ハ明後日返事スベシトノコトニテ 昼食後二時ノ頃辞去サル

午后七時退所帰宅ス

26.（金）

前九時出所

前十時半ヨリ十二時マデ 午後一時半ヨリ四時マデ 森川(?)宮津城(?)内在(?)ノ事業ノ話アリ(?) 諸方面ノ決算書ヲ取リ出シ(?)交換(?)ス 又書類ヲ整理ス

昼食後会議ヨリ事務員一同ト共ニ 紀年(?)通年(?)... 図書刊行(?)...

午后四時過退所帰宅

27.（土）

朝九時頃出宅 三越ヘ行キ買物ヲナシ 昼食ヲ済シ 午后一時出所

伊達三郎君来所 内外出版ノ方ハ友人田中氏ノ都合ト自分ノ健康上話出来ザル故 ... 旨ヲ述ラル 余ハ同君ノ配慮ヲ謝シ 細川君ト交ヘテ話シ合ヒ 更ニ桜田久弥(?)ヲ加ヘ 伊達君ノ辞去(?)相談ス ... 他方面ヘノ交渉ヲ図リ行カザルベカラザルニ 前年鑑ノ出版ハ ... 切リ抜ケ ... 以前ノ業ヲ ... 意見一致シ ... 結果 ... 日人社ノ最近 ...

研究所ノ責任ハ出版費ヲ融通スルヤウニセヨト決ス 此旨櫛田君ヨリ森戸君ニ話シ 万一岩波ニ話スコトヲ頼ム 同君ヨリ岩波氏ノ特別ノ好意ヲ以テ現今迄ヲ大島君ニ送ルヤウニ相談セラレタシト話シオク 又伊藤氏ニハ従来年鑑ノ印刷費支払ハ便宜ヲ与ヘラレタキヤウ 現今迄ヲ大島君ヘ送リ置クコトトス

夕方大島君ハ「統計局ヘアスアサ立テ行ク」ト出京シ 又櫛田君ハ明朝出発ノ旨ヲ伊藤氏ヲ通シテ通知シ 午四時ノ汽車ニテ帰宅ス

帰宅セバ同人社ヨリ「大島明朝着ヲ待ツ」トノ電報十時半ノ後到達 上京中止ス

28.(日)

大内君ヨリ入状 年鑑出版費欠損額ト共ニ同君大原君ヲ訪問シ此際五六千円ヲ提供セラレン 出金ヲ求ムベキ旨ヲ報ジ越セリ

正午過 [illegible] 来訪

午後二時頃大島[illegible]東京ヨリ来所 余ヨリハ此日迄ノ交渉ノ状況ヲ話シ 大島君ヨリハ前回年鑑社会ヲ覚年鑑出版ノ出版物ノ印刷進行ノ状況ヨリ聴取ス 大内君ノ大原氏訪問ニ就キ大島君ガ大原氏ト面談シタル結果ヨリ大内君ト余トハ相談シ将来ノ方針ヲ立テ且所ノ諒解ヲ求ムルコトニ 五千円位

ハ出サルヽ意向ヲ示サレタル由 并ニ大内君ハ大島君ト共同シテ仕事ヲナシ将来ハ同君ニ代リテ仕事~~[illegible]~~ヲ研究所ノ方ヨリ援助シ貰フヤウスベシトノ意見ナル旨ヲ云ハレタル 尚大原氏ハ大阪ニテ余ト面会シ話シ合フベシト云ハレタル由ナリ

余ハ先ヅ年鑑ノ印刷部数ヲ制限シ(八百ト揚ゲ)英文目次ヲ廃シ 尚年鑑中ノ文献ヲ来年ニ廻シテ費用ヲ節約シ成ルベク早ク出版スルコト

大原氏トハヨリ相談シ出金ヲ促カスベキナルコト

研究所[illegible]氏ヲ説付シ諒解ヲ得以後ヲ依頼スベキナルコト

細川君ノ知人久松[illegible]一君ト共働者トスル外ハ研究所ヨリ推薦スル人ナルコト且推薦出版者ガ可否疑ハシキナルコト

等ヲ述ベ 晩後十時ハ又ハ[illegible]君ト揃ヘテ[illegible]

大島君ハ明日櫛田森戸細川久留間ノ諸君ヲ訪問ノ筈ナリ

29.（月）

前九時半出所

今朝大原氏ト面談セントシタルニ同氏ハ昨夕田舎ニ帰リタル由ナリ

森小氏ニ土曜日ノ模様ヲ話シオク

八木氏ニ木材調査関係上ノ件注意サレ相談ス

協調会ノ柳原事八氏来所同会ノ木材調査準備ノ件談ス

后五時過退所帰宅ス

30.（火）

前九時過出所

大林氏ニ日人社ニ関スル経過ヲ話ス

正午前ヨリ后一時頃マデ大島氏ヨリ同氏懇談ノ旨ヲ申ス

他方今ハ大阪所ヨリ¥.1500ヲ融通スル決心ヲ得リ

支局長トハ久松博一氏ト相談スベキコト 余ガ費用ヲ出

スコトシ同氏ハ一回数日上京シ大内氏ト共ニ相談シ上ガル

ベキ旨ヲ得ル 大島氏ハ岡山ノ統制ヨリ¥.1500ヲ借入シ

十月初ノ支払ニ充テ且ツ後ヲ相図ラントスル旨ヲ述

ベル 後細川氏ヨリ久松氏本日来所ノ筈ナル旨ヲ申

サレシ 久松氏ヲ迎ヘシト 大島氏ト談合セシム

后一時ヨリ委員会ヲ開ク 森小桜田久留間細川大

林高地出席

当分ノ中土曜午后ヲ調査会ノ室ノ件承認

手島ニ大塚比嘉田下欠席中ノ旨報告

先方面ヘ資料ノ交換又ハ支援申込ノ件報告

太田敏之氏八木久夫氏嘱託ノ件承認

日人社ニ関シ経過ヲ述ベ承認トシ

年鑑ハ印刷部数ヲ制限シ同時其ノ割リヲ年鑑

ノ付録ニ文献ヲ出スコト

大原氏ト話合シ出版ノ融通其他ニ付相談スルコト

ソレマデ暫定策トシテ所ヨリ千円乃至千五百円融通スルコト

大島氏ト支局長ヲ所ヨリ推薦スルコトハ出来ザルモ

久松氏ト話合ノ上同氏ヲ支援スルコト 而シ

後ハ協図スル処分策ヲ備スルコト

ヲ述ベ何レモ承認

ソノ中 大島氏ト久松氏トノ話合ヒ出来タリシ様ナリシ

シハ 久松氏ヲ支局長ニ推シ同時ニ承認シ

后四時散会 コレヨリ一先ヅ打合済ハ全ナル

話ナリ

野中氏ヨリ近江屋ノ支店シタルハ金銭ノ関

係シタル故明日1500円借リタシトノ事至日人

社ノ方ト送金スルコトトシオク

大島氏ハ今リ岡山ニ行キ金策ヲ整ヘ二日マデ

九月

ニ因室ノ條文ナリ

カリテ光ヲ安心ニシテ四時半退所帰宅ス

大内君ハ支岐ニ大原氏ニ依頼ノ旨ヲ伝ヘシ且前述

ノ経過ヲ報ス

十月

1.（水）

本日ハ終日休養ス 大分快クナレリ

2.（木）

終日在宅

Petty ヲ執筆ス 又大林氏ノ翻訳セル Owen ノ見解ム

3.（金）

前九時出所

新社ノ様覚ス

峰山蔵君来所 今後斜面研究所ニ遺託モ学問ノ仁

交マーレーヱト 支持会社会理ノ研究事項ヲ担任スル

ニテ求ムルコト等ヲ話サレ 了相互ノ根本方針ニ付意

見ヲ交換ス

本田朝日氏ト調査ニ付打合ス

午后七時半退所帰宅ス

十月

4.(土)
風邪ノ気味 熱ハナケレド昨日ヨリ楽
夕六時半宇野夫妻会散ヨリ来ル

5.(日)
昨日ヨリ「我等」ナド読ム
午后久留間鮫造夫人同伴来訪

6.(月)
熱ナケレドモ気分スグレズ 昨ノ如ク休養ス

7.(火)
熱ハトレタレド気分ハ立タズ 起キテ家ノ仕事ナドス
宇地夫研究所へ行ク 森ト夫人ノ手紙ヲ托シ同夫妻ヲ入レ夕食ニ招ク

十月

8.(水)
前十時ノ頃研究所へ行ク
雑務ヲ片ス
后退所帰宅

9.(木)
午前九時ノ頃妻及宇地夫妻ト神戸へ行キ買物ナドナシ昼過帰宅
后六時ノ頃森八郎夫妻及望月夫来ル 宇地夫妻及宇井夫妻ト共ニ卓ヲ囲ミ夕食談笑 十時帰去サル

10.(金)
前九時過出所
雑務処理
后二時ノ頃退所帰宅
不在中小泉鉄君来訪
細川嘉六君ヨリ電報到来「久松氏晩餐中止」トアリ 久松氏ハ本日頃上京ノ筈ナリシガ事情アリテ斯ク中止マデニナリシモノト見ユ 明日細川君ニ面会ノ上相談セントト思フ

十月

前若文男氏ヨリ来書「文相危篤」トアリ気ノ毒ノ至リナリ
明朝宇垣夫妻ト同ク仙台ヘ出発 色々ノ物語ニ夕ヲ過シ十時就床

十月

11.(土)

朝五時半起床 宇垣夫妻ト共ニ7.47仙台駅発 東北廻 大阪駅ヘ見送ル 9.04特急ニテ[illegible] 妻ハ息子ニ同行 余ハ出所

細川夫人ヨリ父帰京ガ[illegible]田母堂ノ反対ニヨリ上京不能ノ理由ニテ破談申込ニ対シ相談アリ 余ハ断ルノ外ナカラント答フ 同夫人ハ大島君ニテ失シタル[illegible]余ニ大島君ヘ出状シ此ノ上ハ他ニ適当ノ人ヲ同夫人及余ニテ探サン 且二十日過ニハ上京スベシ 其節万事相談セント申送ル

大原氏上坂ノ由月曜日面会ヲ約ス

午后二時ノ[illegible]所ヘ不在中清水ノ年子君来訪

12.(日)
終日妻子供ト總掛リニテ大掃除ヲナシ家中ノ整理ニ従事ス

13.(月)
前十時出所
執務処弁
前十一時半大原氏私宅ニ訪問 同人社ノ件ニ付相談ス
会ツテ経過ヲ話シ氏ノ意向ヲ聞ク ドウモ閉社トナルモ
機械ノ外五六千円ハ掛ルトセネバナラヌ故適当ノ
出資者ヲ探シ出シ積極的ノ経営方針ヲ立ツルノ希望ノ
鋭意スベク努力スルコトトナリ 半時間許リ話シ辞去
后二時過退所帰宅ス
大島君ヘ所報ズ令兄ノ模様ヲ報ズ

14.(火)
前十時出所
十九日所ノ遠足会アリ出席出来難キ旨ハガキニテ申シ十円
寄付シオク
和歌山市ノ購買組合理事来所 満便ニ付依頼アリタルモ
ハベリ都合スベキ旨~~(illegible)~~返事ス
大朝ノ白河君ト面談ス
后一時半委員会ヲ開ク 横田森永 大林 久留西田 細
川ノ諸君出席 ——
同人社ノ件ニ付久松君ト懇談シ大原氏ノ意見ノ経過ヲ
話シ 適任者ヲ心掛ケルコトトナル 先生上京ノ諒解ヲ得タリ
京大社会科学研究会ツリ 中込ミ来リシ 十六日以来定ム
ル故他ノ向ニ於テ日曜ニ催スモ差支ナキコトヲ返事
スルコトトス
三時散会
八木君ヘ京都大学農林経済整理——意見ニ
依ル資料室ノ仕事ヲ手伝ヒ貰ヒタシ 沢村君ニ依
頼ス
后四時退所帰宅 明夕上京ノコトナリシ故
旅行荷物ヲ準備ス

15.（水）

終日在宅 ナシリ論文ヲ執筆 又雑務処理

夕景行李ヲ整ヘ出宅 后10.30 梅田発 寝台ニ入リ寝込ム

16.（木）

正午過十二時半 東京駅着 直ニ 海上ビル七階ノ小倉事務所ニ山崎朝章君ヲ訪ヒ 来京ノ旨ト用談ノ件ハ故斎ニ都合次第来ルベキ旨ヲ事務ノ人ニ話ス

内務省ニ渦沢三四男君ヲ訪ヒ 月島調査報告第二輯ヲ借受ケ辞去

大原書店ニ大塚君ヲ訪ハントセシモ 同店茅場町ニ立退中ナル故ソノ儀中止ス

二時過 神田旭楼支店ニ投宿

三時ノ頃 大島秀雄君来訪「まるさす人口論」並ニ労働争議ノ出来ノ話ヲ為ス（同君米ヨリ一冊ヲ持参サル） 四時過大内兵衛君来訪 学生ノ人社経営ニ関シ相談ス 先次已発セシ共同出版ノ件ハアーカンレカトモ思ヒシモ相当ノ人ヲ見出シ得ズ 尚未定ナリシモ 且大内君ハ明日長谷川君ヲ訪ヒ相談サルト云フ 十時半二氏辞去サル

17.（金）

午前在宿 ソノ他ヲ整理ナドス

長谷川君ヨリ電話ニテ来訪ノ旨ヲ告ゲラル 正午過 長谷川君ヲ迎ヘ大内君ト同道 来訪懇談ス 改造社ト我等ノ事務ヲ執リナル古荘氏ヲ同人社ヘ推薦ノ件相談セシモ 未決定ス 但シ大島君ガ同文章ノ方ヘ復帰セシ後ノ意志アルニ見合ハセベシトノコトナリ 之レ一大島ノ従来ナツタルニ同人社運動ニ以テ今後ヲ待ツヲ以テナリ 人ニヲ送ラル方宜シカラントノ意見ニ略一致ス カクテ二人打連レ 三時頃ノ空気ニ大島君ヲ訪ヒ Café 長月亭ニテ喫茶シツヽ 大島君ハ事業経営ノ意志ト古荘君ニ託スル意向ヲ述ブ 同君ハヤリ任ス意ト古荘君ナラバ全権委嘱トスル 依テ長谷川君直ニ古荘君ヲ訪ヒ話サレシトテ 其ノ結果大島君ト会見ヲ望マルヽハ大内君ト会ハレテ相談ヘキヤウ頼ミ置キ 四時過分袂

ソレヨリ余ハ大塚君ヲ神田錦町ノ櫻木書房ニ訪ヒシモ 同店ハ既ニ閉鎖シアリ 依テ銀座ニ出テ散歩シ 家ニ入リ居シガ暫クシテ九時四十分発ニテ帰ル

月島調査第二輯ヲ村瀬吉君ニ送リ書留ニテ出ス

18.(土)

前九時高ヲ出テ先ツ大竺君ヲ櫻木町ニ訪フ未タ出勤セス、同人社ニ立寄リ大原氏ノ二十一日朝上京ノ報ヲ読ム、大久保ニ大内兵衛君ヲ訪フ不在 夫人及母堂ト面会シ時候ヲ陳ベ 辞シテ北沢村[illegible]氏ヲ訪ヒ[illegible]不在、[illegible]上ノ途ニ大山郁夫君ヲ訪ヒ同人社ノ[illegible]ヲ乞ヒオク、[illegible]寺ニ[illegible]シ 大原[illegible]成田四郎君ヲ訪ヒ[illegible]会フナク、[illegible]会食シ二時半帰寓

大竺甲治君来訪 [illegible]統計[illegible]ノ場合同人社ヨリ[illegible]大倉書店ニ[illegible]同君ハ近来ハ同社ヨリ独立シテ書店経営サル

雑談半時間ニシテ辞去サル 談笑ノ中同君ガ[illegible]師範[illegible]同卒業生ナルコトヲ初メテ承知シ奇縁ヲ感ズ

夕([illegible])大内君大島君来訪 [illegible]大島君[illegible]氏ト[illegible]ノ結果大体承諾ノ意向ナルモ尚其契約ノ上[illegible]中[illegible]ノ返事ヲ待チ 明日ヨリ会合計画ヲ相談スルコトニ辞去サル

夕山[illegible]朝章君来訪 談笑時余 十時辞去

19.(日)

朝九時半ノ頃北沢君来訪 現下ノ仕事ヲ問ハレ[illegible]後ノ仕事ニ付相談サル Carey ノ[illegible]ナド[illegible]トノ話ニ会フ

同ジク十時過大内君大島君来訪 同人社ノ現状ヨリ将来ノ計画[illegible]互リ[illegible]案ヲ立ツ [illegible]一方[illegible]氏ニ話シ内諾ヲ得ル次第ヲ[illegible]他方大原氏ノ承諾ヲ得ルコトトス 尚[illegible]氏個人ニ[illegible]報酬[illegible]ノ場合[illegible]相談ス カクテ北沢君ハ十時過 大内大島二君ハ十一時過辞去サル

20.(月)

前十時ノ頃出宿 中野ニ長谷川万次郎君ヲ訪フ不在(大庭君訪問中) 辞シテ上野帝展美術展覧会ヲ一見シ 山下ニテ昼食シ 后二時帰宿

四時半大内君来訪 折カラ長谷川君及[illegible]君ヨリ電話アリ帝国ホテルニテ嘉治隆一君上田[illegible]嬢ノ結婚披露会アリ臨席ヲ望マル 承諾シ 大内君ノ辞去ヲ待チ出寓

后五時半帝国ホテルへ行ク 嘉治家ニ祝辞ヲ述ベ[illegible](米窓ノ代表トシテ)

依頼セラレシ件ハ家ニ五時半ヨリ七時半迄ニ至ル
家今晩ヨリ出ナシ待シ六時ノ頃回話ス日曜上ハヲ
長谷川君ヨリ古荘氏ハ同人トシテハ両様任ヲ政教
社ト同仕上一月計リノ期間ヲ要スルヤモ知レズ
トノコトナリ余ハ期間ノ長ナラバ如何ヤウニモ取計
ヒ得ヘキ旨ト古荘氏待遇問題ニ関スル此担場
合ノ取ヲ也ケ而ニ長谷川君ノ配慮ヲ望ミ　明朝長
谷川君古荘君同道来訪ノ筈ニ至ルナリ又
又十尓蔵君ヨリ社会科学叢書ノ内ニ叢文閣ヨリ発
行ニ付長谷川河上二君ト共ニ監修タルヘク依
来セル　大島君ト相談ノ上返事スヘシト答ヘオク
　帰宅後大島君ヲ招ク。—
明朝長谷川君来ル古荘大内二君来ル大島君今
会スルコトハ謝リメ長谷川君ニ通知ス
十尓君ヨリ依来ノ監修ノ件ハ同人社ヨリ其同様ノモノ
発行ノ計画アル故其ノ発表前ニテハ承諾ヲ為シ得ズ
ナキ旨返事スルコトトス
軍岐君ヨリ一冊位ハ同人社ヨリ出版シテモ出版
ハドウカトノ義今生三月ノ頃ニ成ルヘキ旨答フルコトトス
十月末マデハ乾燥費上ヨリ四百円計ノ送金スヘク同ス
今井先次君校ニ付為百円トシ四月以後送金スルコトトス
大原君明朝上京途期ニナリタル故ナレバ大島君同
山ニ行キ持原及大原ニ忠一従ヲ述ベルヤウニスルコトトス

以上ハ明日回答スルコトトス
ソレヨリ十一時半大島君訪来セル

21.（火）
　朝九時過北沢君来訪日本意気等ヲ談ジ材料ヲ
持参セル　読後暫時十時共ニ古荘同君ハ明
余ハ雨ヲ侵シテ中野長谷川君宅ニ行ク古荘大内
大島ノ三君已ニ在リ
長谷川君ヨリ政教社ノ方ハ同様ニ至社ノ相談ヲ
以古荘君ハ一週間計リ静養ノ上同人社ノ方ヘ従
事シ得ル旨ヲ述ベル
余ハ先昨日ノ案ヲ詳細説明シ古荘君ノ意見ヲ求ム
異議ナシ　大島君ハ更ニ全体中ニ十月二十日マデ
ヲ期トシ同日以後ノ計算ヲ明カニシ古荘君ニ事
務ヲ継ガシムルコト并ニ計算事務從ヲ十切ヲ持参セシ
ハ古荘君ノ担当ヲ提セシトス（大内君、監督ヲ依頼セシ）ニヲカルヘキ旨言ハレ之ヲ
加ヘ完全ニ之今人ノ監視ノ下ニ古荘君ノ内
諾ヲ得　別ニ文書ヲ取交サズ一文字ヲモ一通計
持スルコトトス
カクテ古荘君ハ暫時静養ノ後十一月一日ヨリ執
務セルコトトス　大島君及余ハ少シク急ニ大原氏
ノ方ヲ処理シ　賛ヲ持スルコトトス

文協ハ成立シ發展ノ機運ニアリ 后二時大阪
大島一夫君ト共ニ辞去 途中ニテ「バンクラフト」No.17ヲ求メ
一冊寄スルト 雑誌ハ十二月ヨリ続キ一月号ヲ出スコト
得策ト話シ合フ
カクテ大阪ハ大会ノ準備ニ忙シ 夕刻大島君ト共ニ
別レ后七時帰宿ス
寺田ノ件中ヘテ宇治君ノ[illegible]ノ会ヲ開カレ
湯浅君ハ[illegible]報告[illegible]時借用ノ[illegible]
夕五時 昨大島君来訪 [illegible] 後[illegible]大阪ト[illegible]
旧債務整理ト新事業資金ノ融通ニ二万円ヲ要スルノ[illegible]
ヲ述ベ 余賛成ニ立ツカハソレトシテ 今ヨリ[illegible]一万円
以若ハ一万円ヲ要スル次第ナリ 大島君[illegible]中ノ[illegible]
君ヲ訪フベク[illegible]行キ[illegible]諒解ヲ得 更ニ大阪
君ハ続ケラレタシ[illegible] 余ヨリ更ニ大阪君ニ話スベク
[illegible]
[illegible]ナリニ来ラズ
一以テ[illegible]余ハ[illegible]判明セシガ ——
依テ大島君ヨリ五十円借受ケタリ
后三時[illegible]来客駅[illegible]北沢
村次郎君及大島君見送ラル カクテ七時二十分発車
同二十[illegible]入ル

22.（水）
前八時半大阪駅着 [illegible]ヲ出迎ヘ
此日勤務ヲ休ム

23.（木）
疲レタルヲ以テ一日休養ス

24.（金）
前九時半出所
鷲津君誠吉君ト執務処弁
森川君ヨリ図書館資金ノ件[illegible]話アリ
大島君ニ返金ス
后四時退所帰宅ス
大阪氏滞阪中[illegible]面会ヲ得ザリキ
佐竹健造君ヨリ江東校友会関係ノ件ニ付申越アリ
万事[illegible]ベク[illegible]旨返事ス

25.（土）

前八時起 [illegible]郵便局ニ行ク 旭様丈夫 [illegible]同道ノ
[illegible]石田ヲ訪問 [illegible] ソレヨリ出所

日人社ノ復興案ヲ[illegible]高君ニ渡シ 大略[illegible]ヲ
依頼ス

十時半 大平[illegible]君来所 古荘君入社[illegible]ノ件ニ
尚其復興案ハ和田大島君ヨリ[illegible]説明スベク 故[illegible]ニ
考慮セシムル様依頼ス 詳細ハ[illegible]ナリ 十一時頃去
ル [illegible]氏ハ[illegible]二十九日再ビ上京ノ[illegible]ナリ

午后一時委員会 森 桜田 大林 久富 細川ノ
諸君出席 古荘君ハ[illegible]報告ス [illegible]
稿二三日迄ニ桜田君ニ渡シテ 二時散会

大島君ハ来所 大平氏ト会談 [illegible]至急 下関
[illegible]大平[illegible]送ル

午二時退所 [illegible]ヲ訪ヒ 嘉治隆一君ノ[illegible]ヲ
[illegible]依頼シナドシ 帰宅ス

夕 大林君ノ Owen 訳ヲ校正ス

26.（日）

午前ハ例ニヨリ大掃除ト[illegible]後[illegible]ナドニ暮ス
[illegible] 数年ニナキ秋晴
好天気ニ誘ワレ[illegible]芝生[illegible]ヘ行リ [illegible]
四時ヲ過ギタリ 桜井[illegible]
神仏ニ縁付[illegible]ナリ

夕 大林君訳ヲ校正ス

27.（月）

終日在宅 論文ヲ起草シ 又大林君訳ヲ校正ス

28.（火）

前十時出所

先日大島君ヘ[illegible]
[illegible]

午后一時委員会 桜田 森 大林 細川ノ四君出席 久富
[illegible]欠席

先ヅ[illegible] 日人社復興案ニ就キ [illegible]説明
シ 全部異議ナク承認

[illegible]三冊ノ原稿ハ既ニ[illegible] 久富[illegible]森[illegible]
[illegible]原稿[illegible] 森[illegible] 桜田[illegible]

スルコトヽス　来週火曜午後ヲ期シ以テ文書ヲ改メテトス
就任以来四回ハ来ル二月発行ノ大内長谷川二氏ノ執筆ヲ乞フコトヽス
パンフレットNo.17ハ杉本氏翻訳ヲ、ニ森戸氏序文ヲ書クコトヽシ至急森戸氏ヨリ大島氏ノ手ヘ発送スルコトトシテカクテ二時半頃散会
午后六時過ヨリ在朝鮮松井氏来所　松田氏ト過日上海ヨリ帰航中ノ村田氏高田氏ノ友人ナリ　支那視察談ヲ聴ク　朝鮮所ノ支那党村落生活ニ関スル話モアリ　夕食ヲ共ニ供ス　午後八時辞去ス

29.（水）
朝七時過大島秘書来訪　昨日岡山行キ柳原氏ニ面談ノ上同組合長上阪ノ大原氏ヲ追ッテ来レル全快ナリトノコトナリ　新ニ作セル復興案ヲ手ニ説明ナシ会談一時ナリシヲ辞去
余モ同モナク家ヲ出テ十一時前出所　幾クモナク大島氏ガ大原氏ト面会ノ上帰リ　事件解決ノ望アル故ナレバ柳原氏ノ上阪ヲ求メ明日午前大原氏宅ヘ余モ参加シテ相談スルコトトナレル由ナリ
午二時過辞去

30.（木）
前八時出所
和歌山職工組合ノ井村信一君来所　同組合主催ノ講演会ニ当方講演ノ依頼ニ応シ来週土曜日出向クコトトシ　尚右講演ハ消費組合ノ使命トナシオリ
前十一時過ギ大原氏宅ヘ行ク　柳原大島二氏ト共ニ同人社計画案ニ付相談ス　大原氏ノ意見ハ一切案ノ内容ニ就テノ事ハ一切事件解決ノ上ニ之ヲ研究シテ自分ハカカハリ大島柳原二氏ニ経営セシメントシ且一切ノ事ヲ判然明確ニナスコトヲ希望スルト云フ　尚余ハ先ヅ重要ナル点ヲ明示シテ十分意向ヲ手ナル

十　月

余ハ氏ノ意見ニ賛成シ且書記（東京評会ニ於テ生ル
義ノモノ）ニ比シ従ヒ指導スベシト述ベ一世ノ批評全部ヲ
主宰シ諸方面ノ諒解ヲ得ルコトトス
夕ヨリ十二時迄阿武評ニ於テ川辺ニ新劇ニ主トシテ柿原君
主宰ス　慰労批会（支部）批成シ之レ大原氏
一万円　阿武評五千円　中二千円 外二千円　書記　其他ヨリ五千円
計二万円トス　尚諸事主宰ス　四時半ノ頃迄）
柿原大島ニ君ト共ニ車ヲ携ヘテ大原氏ヲ訪ヒテ意
見ヲ求ムルコトトス　　柿原君ハ氏ノ許ニ阿武評ノ会
計監査ヲサルルコトトス
×余ハ五時迄評ヲ助ケス
リ帰ハ十一時ヲ待チ少年ニ至リ菊花ニ飾ツ
ツ帰ヲ了ヘタル
×夜ハ二時ヨリ桂朝太郎夫妻ノ内ノ案内ニ従ヒ之一
一時間余ヲ語ル

31.（金）
昨日在宅夜操作ス
論文ヲ執筆ス

十　一　月

1.（土）
前八時半大阪ニ越シ行キ桜井政夫令妹婚約ニ
付祝トシテ送ル十紅茶ノ缶六缶ヲ贈ルコトトシテ帰リシニ
留守ナリシ
論文ヲ草ス

2.（日）
昨日在宅論文ニ思ヲ凝ラス
夜七時迄ハ桂氏夫妻ノ案内ニテ平氏夫妻及河北氏
夫妻ト談笑シ夜ヲ共ニシ七時半帰宅サル

3.（月）
昨日在宅論文ヲ草シ夜十一時ニ至ル
前七時安次郎氏ヲ送リ五十錢ノ報酬ヲ払ヒ至リ
直ニ悔ミノ電報ヲ送リ後ニ弔状ト香奠ヲ送ル

4.（火）

前十時迄出所 執務ヲ為ス

夜 櫻田君来ル 二宛ト新法第二冊 編輯ニ付 相談ス

本年一月ヨリ続ケ第四冊ヲ出スコトニ決シ 世帯ヲ与ヘ

二百五十頁ヲ超過セザル範囲内ニ於テ 人名百十数

人ノ比較大体ヲ網羅シテソノ範囲ニテ掲ゲルコトトシ

四第四冊ノ続之ヲナス 又パンフレット No.17 ノ初ニ掲ゲタ

翻訳之ハ論文 森ノ史記等ヲ見 或部分ヲ削除訂

正スルコトトス

十一時迄雑誌ノ校正

ヲ整理ス

5.（水）

新ノ論文ヲ草ス 夜十二時迄ニ至リ止ム

6.（木）

新ノ論文ヲ草ス 正午前 櫻田来訪 少ナカラズ編輯ス 午

后五時半ノ脱稿 —「社会科学者トシテノ William Petty —

櫻田君来ル 之ヲ持参ス

朝 坂田昌平君社用ニテ上京来訪 新ノ雑誌ヲ持参

一泊サル

十一月

7.(金)

朝八時原田夫ト共ニ大阪梅田ヨリ合流 研究所ニ行ク

總務處分

太田敏夫ト農民組合ノ調査材料ノ(粗)整理様式ニ付キ協議ス 又敏吉夫ト農民組合調査ノ件打合ス

午后一時退所帰宅

明日ノ講演ノ準備ニ山村夫氏ノ協同組合運動ヲ読ム

十一月

8.(土)

講演ノ用意ヲ終リ午前十時半過ギ宅ヲ出テ大阪難波ニ至リ 12.20分発ノ電車ニ乗リ午后2.05和歌山市着 出迎ノ井村信一夫ノ案内ニテ和歌山市立実科女学校ニ行ク 校長宮崎田吾夫ト和歌山高等女学校長松原得太夫ト四五人村ノ女性ト面会ス

カラ二時半ヨリ講演「協同組合ノ使命」ヲ二時間ヨリ述ベ 四時二十分ノ終了ニ聴衆二百名デアッタ 終リテ井村夫ノ見送ヲ受ケ 5.45発ニテ帰途ニ就キ夕食ヲ済マシ帰宅ス

十一月

9.（日）
午前神戸高商学生浅貴一義及原田恒治二氏来訪研究所ノコト学生ノ研究方面ノコトナド相談サル　十二時退所サル
掃除ヲシタリシテ心ヲ慰ム
退屈ナ時 倉敷宇野俊夫氏ヨリ カキ一箱ヲ贈ラル
今日 鳥籠ヲ作ツテ貰フ

10.（月）
山村喬氏訳 消費組合運動ヲ読ム
Sombart, Marx 文献ノ部分ヲ読ム

11.（火）
前十時出所
太田氏ト農民調査整理案ノ作成ヲ協議ス
森川氏ト平島嘉氏ノ辞意ノ動機ニツキ又ハ任意ノコトヲ談合ス　且賀本ヲ大阪商大ト東京帝大ニソレゾレ適当ニ分ケテ出サルベキヤヲ話ス
正午ノ頃 大島青稜氏 岡山ヘ下ル途上ニ来所 産業組合契約書ニ手ヲ加ヘ 一読 調印ス

十一月

貸借対照表ニ付 二十円弱ノ金ヲ大原氏ヨリ融通シテ欲シトノ旨合ヒテ訂正ノ件ト大内氏ヨリ柳原氏ヘノ右ニ関スル依頼状トヲ件従サル
雑誌パンフレットノ発行ニ付テ話シ合フ
午一時過 委員会 森戸 櫛田 大林 細川 久留間ノ諸氏出席：—
高田慎吾氏来状報告
日人社復興ニ付経過ヲ話シ 匿名組合ヲ作ル件了承ヲ求ム　大島氏出席挨拶サル
社会政策学会大会開催ニ付報告ニ講演者ヲ出サルルモナシ 会場ニハ協力スルコトトス
二時散会
午四時退所 心斎橋通丸善ニテ書物ヲ買ヒ 五時
大阪倶楽部ニ行ク 十一会ニ出席 山室宗文氏ヨリ金
輸出解禁問題ニ関スル意見報告アリ 少壮ノ
意見ヲ聞ク 九時散会 席上ニテ関市長 加藤
晴比古 宮一ノ諸君ト社会政策学会ノコトヲ相談ス
関市長ハ大阪市社会施設ノ観覧ノ便ヲ計ルベキ旨約サル
ソレヨリ関実氏ト同道 中央公会堂ニ行キ 鈴木
文治君ノ報告演説ヲ聞ク 十一時散半帰宅

12.(水)

朝八時過出宅 大阪府工商局陳列所ニ行キ山口貴昭君ト面会 府工商業金融借入ノ件ヲ話シタリ 同金融ハ本年会計ノ模様 金壹千円ヲ見 明日増額

過般公ヘキ事約シテ帰リ 自宅ニ帰リ昼食シ帰ル

ヲ執務ヲ始ス

13.(木)

朝出宅 府工商業金融ニ行キ 本月六日七日ノ会場ノ借リ 休日料ヲ立替.支払ヒ 食堂ニ六日ヲ取リ 什器以内トシ頼ミ 十時出所

商業会議所ノ高橋君ニ面会シ同所ノ金融規則ノ調査ノ為メ来所便宜ヲ与ヘラレタシ

執務ヲ処理ス ~~午后時過退所帰宅ス~~

午后一時事務打合会ヲ開ク 警察署 高橋 内藤 荒木 牧野ノ三君出席

同人社ノ経過ヲ話ス

作業ヲ交換ノ趣旨ヲ申シ 本者ノ計ヘ更ニ照会スルコト

此状君賃金調査委嘱ノ件ヲ通知ス

研究所出版物ノ経過ヲ話ス

社会政策学会大会開催ノコトヲ話ス

午后二時散会 三時辞去 帰宅ス

14.(金)

前十時出所 執務ヲ始ム ~~午后退所帰宅~~

大阪市電気局労働課長 桃井佐次郎君来所 接収ニ就テ話シ外ニ交ヘル所アリタリ

大阪工業会書記長 大野一朗君来所 労働事務調停法ニ付意見ヲ求メラレ 大イニ語ル

午后退所帰宅

十一月

9.

15.(土)

昨日ト同ジク野尻作業ヲナス

以文会ヨリ送リ来レル論文ノ校正ヲナス 昨日返送

16.(日)

午前十時過大島康正君来訪 [illegible] 柳原大学ニ於ケル

会ヲ経テ出来タル由ニテ近日起草セル通リノ意見

[illegible] 選ブカト云フ [illegible] 調印ノ不足セル

所アリ依テ大島氏ハ京都ニ行キ余ノ印ヲ持チテ

行ク 十一時頃去ル今夕岡山ニ行キ明朝柳

原氏ト共ニ大学氏ニ会ヒ [illegible] 伝ヘタル 大島

氏ハ岡山ノ答

明日ヨリ大掃除ヤ十三日後明ナリ午前ヲ要セシ

午后ハ十三日引手ノ庭ノ手入レニ従事ス

11

17.(月)

朝九時過出発 市役所ニ至リ一木ヲ訪フ 社会政策協

会大会ニ付打合ス 今村 [illegible] 本ノ意見ニ賛セラル

大阪市社会施設見学ニ至ル [illegible] 山口正氏 [illegible] 市ノ自

動車ニテ案内セラル [illegible] 同会ハ [illegible] 先方ノ先

加フ [illegible] 案内状 [illegible]

十一月

同一氏ヨリ [illegible] 来レル [illegible]

[illegible] 原田清三法史 [illegible] 送ラ

依頼シ [illegible] 了ス

[illegible] 大島君 [illegible] 岡山ヨリノ [illegible] 大学

氏ト面会シ [illegible]

[illegible] 調印ヲ得 [illegible]

[illegible]

[illegible]

上野道輔氏 [illegible]

[illegible]

[illegible] 意味 [illegible] 申シ送ル

18.(火)

前九時半出所

京大ノ岡崎文規君来所 [illegible] 文献編纂ノ

[illegible] 計画書ヲ見セル

細川氏ノ友人草野 [illegible] 君ヲ [illegible] 紹介

[illegible] 細川氏ヨリ依頼アリ草野氏ニ面会シ [illegible]

[illegible] 紹介状ヲ渡ス

[illegible] 明日高田保馬君 [illegible] 二付 [illegible]

[illegible] 故土曜ニ延ス [illegible] 土曜ニ

高田氏夫妻 [illegible] ヲ催サスコトトス

午后 [illegible] 氏来所 山名義鶴氏ヘ紹介シ

[illegible] 処世方針ニ関シ話ス

十一月

執務整頓散見 后四時ノ退所

19.(水)

朝上野逓信支所ヨリ報告書ヲ交付シタリ。主観十七日ノ手続次第ヲ以テ之ヲ了トシ返電ス

以文堂ヨリ論文ノ再校送リ来ル 校正ニ付

執務ノ処分ニ消日

20.(木)

前九時半出所

軍需支部ヘ出張 ソノ翻訳ハ同人社ヨリ出版可ルトキ故他ノ要件サレバ如何ト申送ル

十河鉄夫ニ出張 先般依頼ノ登記ノ社出張計画並ツイテハ諸君ノ中止算ル

執務ノ処理ニ后二時退所

松屋百貨店ニテ買物ヲナシ五時半

夕大林夫ノ翻訳ヲ見又芳信

母だ。
雑に不自由と困難
風で臥せつてゐる
いと今頃すでに
するほど健康に
大に努力すれやる
には骨が折れ東京
へ歸つて開する
子市へ來たら印
私と來の火の手
投彈の出入に
待避壕その句
あらう。勧めてゐる
閾長を勧めて石井
でも東京に頭出され
家が焼け出され
の東京見石井結
離れて東京に仕事
京生開としの東京人
故子供は開せよ者
の部だつた。併し
折させた東京では先づ
その通り御返事だつ
かい開々とおいで探して
しまと早速へが

十一月

21.(金)

大林夫ノ翻訳ヲ校閲ス

22.(土)

前九時半出所

千島時二夫人ノ来所ノ出向アリタリ。ナリ千務ヲ健上ノ以外里ヨリ上陸両会ニテ身体上ハ注意ナドト上ノオリ

警律夫ト高田夫ノ来所ノ件ヲ校閲セ請求スル件打合セ之ヲ作リ之ニ就キ余ヨリ同夫ト懇談スルコトトス

前十一時半ヨリ委員会 高田櫻田森小大林細川久留間ノ諸氏出席ノ——

同人社組織成立ニ至ルマデノ経過ヲ報告ス 高田氏ヨリ意見会ノ支出ノ形式ニ付注意アリ次回ニ研究スルコトトス

執法細則ノ草稿ヲ今月中ニ纏メルコトトス

正午宴会ニ高田夫歓迎会ヲ兼ネ夫人ヲ招シ出席ス 富田元夫モ出席 余簡単ニ挨拶ニ高田夫答ヘラル 会後校正後ヨリ二時半散会 退庁ス

夕大林夫翻訳ヲ見ル——

櫻井明治朗夫ヨリ田ノ川近ニ来意ヲ送リ来ル 平素附スル

二十七一日

十一月

雜誌表紙散見 后四時ノ定退所 回覧ス

19.（水）
朝上野道輔氏ヨリ報告書ハ交フ合フトノ電報アリ之ニ対シ
十七日ノ手紙ヲ見ヨリ於テヲ合フト返電ス
此文書ヨリ論文ノ再校送リ来ル 校正シ校了トシ返送
雜務ヲ処分シ済ム

20.（木）
前九時半出所
幣原氏ヘ出状ヨリ翻訳ハ同人社ヨリ出版ノ手筈
所ハヽキ故 他ノ便宜ナキモノハ如何ト申送ル
十時鈴木氏ヘ出状 先般依頼ノ監修ノ件ハ同人
社出版計画立ツマデハ諾否ヲ申ジ兼ル旨申送ル
雜務ヲ処理シ 后三時退所
松屋百貨店ニテ買物ヲナシ五時半帰宅
夕大林氏ノ翻訳ヲ見又労働年鑑ヲ見ル

十一月

21.（金）
大林氏ノ翻訳ヲ校閲ス

22.（土）
前九時半出所
手島唯二氏ノ訪ヲ受ケ戦ノ事ヲ聞クノコト、ナリ手務ノ健上ノ為メ
郷里ヘ上陸 両人ニテ身体ニハ注意ナトト申シオリ
鷲津氏ト高田氏ノ来室アリ 田正校整 世話方ニ付打合
ス ニ室ヲ作リ之ニ就キ会ヲ開キ相談スルコトトス
前十一時半ヨリ委員会 高田櫻田森戸大林細川
久留間ノ諸氏出席ス——
同人社組織成立、並ニマテーノ経過ヲ報告ス 高田氏
ヨリ出資金支出ノ形式ニ付注意アリ次回ニ研究スルコトトス
雜誌第四冊ノ原稿ヲ今月中ニ纏メルコトトス
正午定会ニ高田氏歓迎会ヲ兼ヌ 夫人ハ病ニテ欠
席ナル 宮田氏モ来テ出席ナル 全部単ニ校友ニ
高田氏退ヘカル 会後校友ト話アリ 二時半散会帰
宅ス
夕大林氏翻訳ヲ見ル——
櫻井明治朗氏ヨリ田舎ヨリ近ニ果実ヲ送リ来ル 謝意附スル
ニ礼ヘ一封

9 23.（日）

終日大佐相手ニ家内掃除及変仕事ニ従事ス

江東橋支会長ノ会、高佐竹氏ヨリ一ヶ月入院ノ報、本朝「文学ヲ附スル盛会ヲ祝ス」ト発電ス

24.（月）

終日大林氏翻訳ヲ見ル。——

25.（火）

前九時半出社

齋藤氏ト高田氏ヨリ本年度計算ニ付協案ヲ立テ之ヲ高田氏ト相談シ其ノ一ハ決スルコトトス；又此ノ会ニ於テ大原氏ノ送金過剰二千六百円余円本年特別寄付金トシテ受入レタル分ヲ同人社本年度二千五百円ニ充当スル件ノ形式ニ付相談ス　此ノコトハ高田氏トモ相談シ其ノ結果、本校費トシテ支出シ同人社ノ方ヘハ研究所代表者高野ヨリ受取リタルモノト記帳セシメ、本校上ノ収入ハ其ノ入リ来ル代ハ本校収入トスルコトトス

后一時委員会ヲ開ク　高田櫛田森大林加田川久留島ノ諸氏出席。——

手島時二氏ノ辞職ヲ承認シ引続キ退職手当支給ノ件可決

同人社ノ本年度ハ高田氏ト相談シタル結果ヲ報告シ其ノ如ク取計フコトニ可決

パンフレットNo.18（本年二月発行ノ分）ハ絶版ニ付四冊余部ヲ確メタル上ニテ決スルコトトス

大阪市内高書館交員有志研究会（約二十余名ノ一人別）ヲ来月十日頃ニ本所ニテ見学ヲ許スコト可決　尚本今週会曜ニ同会ノ委員会アリ又ハ高田君森川氏出席スルコトトス

社会政策学会大会ヘ協力スルコトトシ　尚本会ハ本村所ノ図書中該当本ヲ内藤君ノ選ビタルモノヲ調ベ其分ヲ陳列スル計アリ

高田君ノ部屋ヲ北側ノ一室トスルコトトス

三時ノ散会

午前ト午后委員会後高田氏ト協議ス。——

同氏ノ待遇ヲ二百円トシタルコトヲ報告

同年度ハ同君ノ給与ハ従ヒ毎月手当ハ十八ヶ月分旅費ハ往復ノ交通費ヲ支出スルコトハ場合

ニ勤加ヲ可失ヲ定メラレタキコト

社会事業ノ研究ノ編纂ニ当ラシメタキコト

萩原氏及大林氏ノ仕事ヲ可決ノ指導ヲ願ヒタキコト

幹事ノ職務ハ同君不在中ノ所ノ本事ヲ委員

十一月

会議事録ヲ作成シツヽ同君ト[illegible]外ニ[illegible]印[illegible]集会アリ
[illegible]ニ数分ケキヤウ内諾ヲ得置リ
午后四時退所帰宅
夕 Owen 翻訳ヲ校正ス

26.(水)
前十時半マデ在宅シテ大林君訳 Owen, New Lanark address ヲ校正シ之ヲ終ル
ソレヨリ正午過出所
大林君翻訳ハ粗悪ニシテ校正セル点ハ注意ヲ加ヘオリ
[illegible]君ヨリ同人社借金二千五百円(但シ此ノ金ハ本年ト過日ノ[illegible]ヲ控除シテ残リ千五百円余トナル)此際返ルナリ[illegible]
執務 [illegible] 又「英国労働運動ト労働組合法」ナル書冊ヲ探ス
森川君カ事務会[illegible]君ノ永久的ノ地位[illegible]ノ会員[illegible]余ハ異議ナシ[illegible]同君ノ性質ヨリ[illegible]ト云ヘオリ
午后五時退所[illegible]帰宅ス
櫻井[illegible]君カ父君死去ノ報アリ[illegible]弔電ヲ発ス 又暉峻君ノ父君死去ヲ通知シ来ル所アリ

十一月

弔意ヲ表シ又同人トシテ別ニ弔電ス

27.(木)
終日在宅 室掃除ナシナス
田子一民氏訳 労働組合ノ理論ト労働組合法ヲ読ム
櫻井氏夫人ヨリ電報アリ 本日喜ビノ電報ヲ出シオク

28.(金)
前九時半出所
書庫ノ小室ニ積ミ置ケル雑書雑誌類ヲ余ノ室ニ移シ一纏メニカタヅケル
来ル土曜社会政策学会ニ於ケル講演ノ資料ヲ探ス
午一時過退所 市庁ニ関一君ヲ訪問シ社会政策学会委員会ニ案内状ヲ出スヘキ筈ナルヲ相談シ其ノ発送ハ同君ニ依頼シ辞去帰宅
[illegible]君 社用来訪 来客一段落ス

十一月

29.(土)

午前妻ト共ニ神戸ニ行キ何ク買物ヲ為ス

労働年鑑十七年分ヲ読ム

午后五時半頃高田慎吾君夫妻来訪ル 招待セルナリ
家庭料理ニ歓談シ八時半辞去サル

30.(日)

午前十時頃ヨリ掃除ニ従フ

午后松本治君来訪アリ会社ノ日本ニ一泊ヲ
求メラル 李田君ヲ交ヘ会飲ス 松本君ハ八時辞
去サル 李田君ハ夜十時半ノ汽車ニテ国宮島ニ
去ル

労働年鑑ヲ読ム

十二月

1.(月)

前十時出所

越智君ニ十山健男君寄贈ナル「支那宗
教史」并ニ早稲田大学十山君ニ寄贈ナルヲ渡ス

労働統計実地調査ノ資料ヲ探ス

森本君ノ図書館所ニ関シテ同君ノ研
究所ニ於ケル図書整理ノ方法ヲ説ク
又同君ハ上京ノ由付テ同人社ノ出版計画
ナトヲ相談ス 是ニ於テ出張費ヲ支出スルコトニ決
定ス

午二時退所帰宅

労働年鑑ヲ読ム

福田徳三君ヘ書状ヲ以テ其ノ報告範囲ヲ通
知ス

過日上京ノ際大阪毎日社ノ石濱書記
ヘ依頼セシ統計学研究所ノ件ニツキ同
社ヨリ返書アリ 右ニ付大阪君ヘ書状ヲ
送ル

Dec.

12 月 大

5 日 金

6 日 土

7 日 日 大雪午後五時五十四分

十 二 月

3. (水)

労働会館 又村事務校ヲ訪ク

党会議書記 先ヅ大西ニ岡実君ヲ訪ヒ ヲ請フ

上京サレズ 山田二郎君ニ不在 名刺ヲ山田君ニ残シ

社会政策年会ノ現今ヲ依頼シオキ 次ニ大朝ニ

下村光君ヲ訪ヒ 両会ノ模様ニツキ依頼ス 現今ハ

市役所ヘ行キ 山川正君等ニ面会 現今ハ里村

安一郎君ト両会ニ会場ニツキ 其他種々打合セ

話ス 同途西野田ノ旅行団本部ニ山名君

ナ岸ガ来リ話シテシマス 夕食ヲ済シテ帰ル

4. (木)

終日在宅 労働会館ヲ整理シ 夜十二時ニ及ブ

2.（火）

前十時 出所

労働年鑑ヲ読ミ 又資料ヲ集ム

午后一時運営委員会 高田・杉田・森戸・細川・大林ノ諸氏出席（久留間氏欠席）……

雑誌ノ増加ハ本日ナルヘシ 早クソノ文書ノ方ヘ手稿廻シテオクコトヽス

高田氏ハ幹事ノ職務ヲ執リ得ルコトセハ 時期ハ来年ノ四月ニスルコトニ決ス

森戸氏東京旅行ニ付 同人社ノ状況 其ノ他計画等ノ件ヲ依嘱スルコトヽ決ス

社会政策学会ノ会ヘ 欲望シテスヘキ当局者ノ推挙セシ候補者ハ 会長顧問トスルコトニ協議ス

二時散会

会報材料寄稿ノ件 史料等 各氏ヨリ制度利益分配法等ノ件ヲ見テ之ヲ審議ス 又調査材料ノ件ハ 文案ノ変更ヲ主任ニ任スコトヲ了承ス

后五時 辞所 帰宅

労働年鑑ヲ読ム

3.（水）

労働年鑑 又材料等ヲ読ム

定例協議会 先ヅ大阪ニ関スル高野君ノ分ヲ審議シ 山田正二君ハ不在 次ニ山田君ノ報告 社会政策学会ノ件ヲ依嘱シ 次ニ大朝ニ下村宏君ノ件ト同会ノ同様ノコトヲ依嘱ス 又 市役所ノ件ハ山内正君等ニ同君ノ報告ハ野村安二郎氏ト同会ニ会場ノコト其他ノ件ヲ協議ス 同夜 西野田ノ旅行会等ニ山名君ト共ニ来リ話シテ去ル 夕食ヲ済シ帰宅

4.（木）

終日在宅 労働年鑑ヲ校シ終ル 夜十二時ニ及フ

十二月

8.(月)
終日休養ス

9.(火)
前九時半出所
小林裁判長ヨリハ昨夜ノ礼ニ市中見物ヲナス
本日市役所ニ於テ井上判事ヲ招キ大会堂ヲ参観
ニ勤メヲ済ス 速記料ハ請求書ヲ小林君ニ托シ
ヤウ明了ニナリ同文鏡ニ向ケシム カフテ良ク遊ビ小林君ニ
田中ノ逢ニ洗ガル 同君等ハ同君ヲ托シニ参り行ヘ
土産物代ヲヤル
本日別ニ議題林枝委員会ヲ開カズ
午一時過 梅田史出所 同君細川幸介 大林
久治同細川清右君、原稿整ヒ 十四冊 ヲトロウ
小文章一週スコトヲ
午二時頃退所 帰宅

十二月

12.(金)

晩ハ休養ス

末弘厳太郎君ノ小作調停法大意ヲ読ム

13.(土)

前八時過起キ 大阪従兄弟ヘ寄リ一昨夕預ケタル包ヲ受取リ十時過出所

横田氏ヨリ就法第四冊ノ文章ニ週ハセルト今内ニ校正ツハ協会ナルトヲ往カン又ノ文章ヨリノ依頼トシテ統計年報意見ヲ見テ増刊号ヲ出ス希望ノ旨ヲ云ハル 同人社ノ協会ヲ少々考慮スベク答ス

太田敏兄氏ト農民組合運動ノ編纂ニ付相談ス

就法第二冊「ペンフレット」No.17 小石氏ノ借地借家論ノ出来セシニヨリ受取ル

森川氏ヨリ図書室ヘ来タル　氏ヲ紹介ス

午二時退所 中西用徳氏ヲ訪フ 子在 月曜ノ大阪地方裁判所ニ付キ述ベ置キ四時帰宅ス

ぼち元気ヲ恢復ス 併シ共ノ実篤病 未ダ医師ノ薬ヲ飲ム

又田舎町島十条ノ三番地 ... 一郎紹介ス 山内先生ヘ御挨拶ス

十二月

14.(日)

例ノ通リ掃除ヲ済シ大掃除シ行キ草ヲ焚ク 医師来診 ゆりとかり取リ来ルニ付 ぼちニ食ル

午后二時 宮島調男氏夫妻来訪 喫茶ニテ歓談 五時過 妻ヲ入レ四人連ニテ神戸ヘ行キ 流作ニテ夕食 後元町通ヲ散歩 青柳ニテ休ミ 帰リ 九時過帰宅ス

15.(月)

前九時起床 十時過 地方裁判所ニ中西用徳氏ヲ訪フ 小作調停委員ニ所長ヨリ一名選任シタシトノ事ナリ 余ハ差当リ同人ノ諒解ヲ得テ余自ラ受ケル事ニ要談ナシ 余ハ寧ロ小作人側ノ代表タル意味アルヘキヲ承知シ置カレタシト述ベ 中西氏ニ諒解ヲ求ム 依頼ノ上ヲ考ヘタル旨述ベ 余ハ只今同人ノ諒解ヲ得ル手続ヲセント告ゲ辞去ス

ソレヨリ協会ニテ空気ニ一寸買物ヲナシ 午一時出所ス

高田氏ト年鑑編纂ノ助手ニ付話ス 余従来ノ経過ヲ述ベ 差当リ八木氏ヲ補助トシ従来通リ進行スルコトノ意見ニ一致ス

午四時半 高田君森川氏ト打連レ所ヲ出ル

森川君ト松崎ニ寄リ 末野村地石佐村ニ行ク
夕食ニ八時前研究所ヲ出ヅ

16.(火)

前十時出所

京都北丈堂主人坂清次郎君来訪 統計学研究出版ニ付依頼アリ 余ハ同人社ノ方ニ話シタル上ニテ返事スベシト答フ

後一時委員会 高田櫛田久留間細川大林、権田君出席 森戸君ハ上京中欠席：—
来年度ノ統計編成ニ付注意又ハ希望ヲ徴ス
特ニ細川君ヨリ会費補助ノコトノ件 補助ノ名目ヲ疏ニ移シ支給ニ而ニ資料ノ収ナルハ如何トノ意見アリ 研究スルコトトス
マルクス全集横山改編出版ノ件（計画）ハ同人社ニ任スコトノ両氏ニ承諾ヲ求ム 承認
雑誌第四冊今年中ニ出来ノ旨報告 校正ハ主トシテ櫛田君自ラスルコトトス
雑誌第四冊ノ予稿ヲ長谷川大内二君ニ依頼スルコトニ決定
大阪商大会館委員懇談会及大阪商大教授会

成立ノ旨ヲ報告ス
カクテ後二時散会

櫛田君ヨリノ依頼ニヨリ 大阪朝日週刊ノ依頼ニ試案ヲ読ム Gompers ノ死ト米国ノ労働運動ニ付所見ヲ述ブ

管沼君ハ統計ノ選任ニ付話シ合フ

後四時退所 帰宅ス

別府温泉ノ花ノ差湯ヲ作リ入浴 非常ニ良シ

17.(水)

前九時退出所 山ノ口ヘ行ク 労働科学研究所ノ手当ヲ受取リ 三越ニ行キ買物ヲナシ 食事ヲ済マセ帰宅ス

此日大内君ヨリ金井君死亡ノ報アリ 哀悼ニ堪ヘズ

18.(木)

此日欠席 来年度ノ統計案ニ付腹案ヲ作ル
雑用ヲ処理ス

中西寅雄君ハ出張 米国大使ノ委員会ニ付注解ヲ得タル上個人委員ノ承認ノ返事ヲスベキ旨申送ル

野崎君ハ出張 今年ノ協議会手当ハ受取ルベキ

十二月

ヲ近ハ大原夫ヘ面会ノ節来年ヨリハ心配スルナキヤウ中心ヲ立ツヘシト申送ル

19.（金）
前十時出所
午前賀津夫ト執筆ニ付話シ合ヒ 午後ハ高田夫ト主トシテ人件費ノ件相談 後賀津夫ヲ交ヘ話ス 二時半一先ヅ終リ明日続行スルコトトス
海外派遣員ノ事ニツキ協議セシモ 従来通リ之ヲ置キ今後ハ来年度予算ヲ決定シ四朝ノ会ニ一ヶ月分ヲ決定スルコトトス
カクテ午後四時退所帰宅ス

20.（土）
前十時出所
高田夫ニ賀津夫ヲ交ヘ来年度予算案ヲ作リ之ヲ慶應義塾側ノ大佐藤塾ハ付ガ特ニ大事ナレバ熟読スルコトトス
カクテ午後二時退所帰宅ス

十二月

21.（日）
午前八時ヨリ大掃除ニ従事
宮原夫妻ノ来訪アリ人ト共ニ神仏ニ行キ種々ノ買物ヲナシ夕方帰宅 夜森夫来訪一泊サル

22.（月）
前八時森夫ト共ニ出所
十時過大原様ニ面会ス 私邸ニ行ク：—
方御相談何処ノ事ニハ来年ヨリハ心配ナキヤウニ申置ク
高田夫ハ来年ヨリ幹事ノ職務ヲ執リ度キ旨ヲ述ブ
来年度ノ執筆案ノ大要ヲ述ベ諒解ヲ得 次ニ大佐藤塾ニ相談ノ上来年度ニ近シ慶應塾ニ今年度ノ決算ヲ見タル上相談スルコトトス
本年度ノ特別寄付金ヨリ同人社ニ一回払込ムコトトシ其旨ヲ話シ承認ヲ得
カクテ四十分計リヲ経テ辞去 高田賀津二夫ニ前述ノコトヲ話ス
森夫ヨリ東京ヨリ同人社ヲ引受ケ度キ旨ノ申出アリ 大要ヲ聞キ明日委員会ニ諮ルコトトス
午後二時頃退所帰宅

23.(火)

前十時出所

細川氏ヨリ平田同氏ノ面談ノ依頼アリ面会ス 所ニ於ケル何カノ仕事ニ従事希望ナリ考ヘオクヘキ旨答ヘテ

後一時委員会 高田森戸櫛田久留間大林細川ノ諸氏ト備

高田 十代調停委員選任ノ件 決定

十四年度以後 [illegible]案ハ委細研究 意見ニナリ可決

森戸氏ヨリ上京中ノ報告アリ 中 Sombart, Mehnert 両氏ノ翻訳ニ付キ 交渉ノ結果 [illegible] 承諾スルコトトス 又

Mehrwertstheorie ノ翻訳ハ同人社トナレハ二百頁又ハ四百頁ツツ二ヶ年ニ年々出版ノ希望ナルカ之ハ実行不可能ト信スル故 パンフレットトナスコトニ大内氏ト相談スルコトトス

パンフレット来年二月分原稿ハ大内氏ノ [illegible] 之ヲ出スコトトス

カクシテ四時散会

櫛本氏ニ宮氏ニ一寸面会ス

神戸高商学生 [illegible] 一名来訪 二十分ハカリ話ス

後四時退所帰宅

社会政策学会ノ報告ヲナシ [illegible] 来ル [illegible]

等ノ労働社ニ送達スルコトトス

中西同志氏ヘ調停委員[illegible]ノ旨申送ル

24.(水)

前十時出所

十一時ノ頃大原氏来所 :—

弥美生委員会ノ議ヲ [illegible] 実現ヲ求メラ

大原氏ニ話ス

同人社ヘノ払込ハ従来ノ所定ノ外ニ [illegible]

スルコト 本年度ハ臨時会計金ヲ千余円ト今年ノ剰余金約二千円トヲ来年度ニ繰越シ之ヲ以テ

費用 [illegible] 工事ニナスコトトス 尚ホ之ニ付キ 津山技師ト相談 [illegible] ヲ 調査ニ [illegible] スルコトトス

十二時少シ前辞去サル

後一時 先ヅ久留間氏ヨリ労働年鑑ノ編纂ニ付キ 細川氏ノ意見ヲモ聞キ 次ニ高田氏森戸氏ヘ相談ス 其ノ結果 高野氏ヲ事務室専属トシ事務室本務ノ外ニ資料ノ蒐集整理事務ヲ取扱ハシムルコト

資料室ニ専属ノ補助従事ノ者ヲ入ルルコトトシ 北野君ノ意見ヲモ聞キ 北野氏ヲ之ニ廻ハスコト

トシ 事務室ニ更ニ一名ヲ新ニ入ルルコトトス 八木氏ニ

資料整理事務ヲ担任サセルコトトス

後二時 山名氏来訪 地方職業紹介委員会ヘ

総同盟側ヨリ労働者ノ委員トシ推薦スル件ニ付キ

意見ヲ求メラル 余ハ今ニ総同盟ノ態度ヲ定メ

鈴木文治氏ニ此ノ件ニ関スル意見ヲ陳述スル

ハイリ是タル、可ナルヲ説ク，日本経済ノ印刷事業ノ成立
以来ノ経過ヲ述ク
呼[illegible]君来訪 統計資料蒐集ノタメナリ
面談ス，横手千代之助君二十五年記念論文集発
行ノ企ハ 今ノ人ハ口数多キノ論文ヲ書クヲ忘レ
サル記念ナルヤラ考フベキ事ス，其他雑談ス
午五時退所帰宅

25.(木)
前十時出所
事務会会ヲ開ク 森川 [illegible]内 [illegible]谷 [illegible]
ノ諸君出席：—
一二報告ノ後 [illegible]説明シ事務会例ノ増補
ヲ先ツ別席ニテ，諸君ヘハカリテ通知サレタキ旨ヲ
述ブ
次ニ決定シタル [illegible]事務室事務 資料事務ヲ取
扱フコト 北野君資料室事務総務取扱フコトノ決定
事務室事務員一名増加ノコトヲ報告ス
午後 [illegible]君ト共ニ日本 [illegible]田ヨリ同し
[illegible]経済実地調査ヲ行ヒ五十円以内ノ実費ヲ支出スル
コトトス，尚大 [illegible]ナル [illegible]
[illegible]二付話ス
八木君ノ近況ヲ聞キ来年度ヨリ [illegible]資料整
理事務ヘ従事シ貰フコトトス
午四時退所帰宅ス

26.(金)
久シ振リノ雨天ヲ侵シ 空気 [illegible]ト共ニ大阪ニ行
キ 松竹座ノ [illegible]ヲ見物 [illegible]ニ [illegible] 九時半帰
宅ス

27.(土)
午前雑用処弁
福田徳三君ヨリ社会 [illegible]ニ就ひ内談ヲ [illegible]
[illegible]上数日中ニ改メテ返事スベキ旨申し送ル
空気 [illegible]休養 [illegible]
ニ行ク 一泊

28.(日)
朝 [illegible]セラレ堺ニ出ツ 大 [illegible]
ニ [illegible]帰宅ス

29.(月)
朝 [illegible] 午二時帰宅ス
午二時 [illegible]大島 [illegible]君来室ヨリ来訪：—
[illegible]統計 [illegible]件ハ日本 [illegible]
[illegible]人 [illegible]希望 [illegible]

徒ニオカレタルト思フ
細川夫人ヨリ先日往ニアリタル同夫人ノ翻訳物ハ当分ノ着手ニ従ヒ難キ旨ノ意向ヲ述ベラル
同人社ノ近況ヲ聞キ、又 Marx, Mehrwert ノ出版方法ニ付キ話合フ
夕飯ヲ共ニシ三時ノ頃桜田喜久二君来訪 読会ノ研究パンフレットノ中ニ収メ出スコトナリトテ二冊ヲ示シ、然ルニ之ヲ来年二月号ニ最初ヲ出スコトニ決ス
カクテ大島君ハ十時退去 二君ハ宿泊ス 井口孝親君田上英一ハ此度細川夫人ヨリ申込来リシ件ハ相談ス 金八五百円ヲ以テ所謂計劃書購入ノ依頼ナリトノ事ニ従ヘ其旨ヲ述ブ
二君ハ十一時ノ頃帰去セリ

30.(火)
雑務ヲ処理ス
数日前田上手統ノ寺次君ヨリ送リ来リシ著物二枚ヲ返シ、書状ノ中ニ我宗ノ近況ヲ述ベ 先来ヨリ久シク貸シタル従兄ノ件ニ就キ和平ヲ得ル旨ノ一切ヲ説キ、又ヨリ子ヲ見ルモ子平ヲ慰ム
原田昌平君此ノ年末来訪ノ節ナクシテ以和ノ為メ中

十二月

近ノ報アリ 返事ヲ出状ニ添ヘ又上ニ献書マリ二書ヲ送リシト云フ生徒ノ中ニ送ル
田中銀之助君ヨリ大リ人橋四十金貨ヲ送ラル
献書礼意ヲ述ブ
叔父安治君郷里ヨリ硫黄ノ湯ノ花ヲ贈ラル
早速湯ニ入レ試ム 礼状ヲ出ス

31.(水)
此日家内ノ煙掛ヨリ大掃除ヲナシ 大阪ヨリ
十時半以来 大二十七ヲ今ヲ送ル

NOTE COVER
TRADE MARK
COMET
MADE IN TOKYO
PAT

うも無智な家庭が時々あ
火管制を破る愚か者が目
るので、實は我々は必要
も嚴重に守らうと警防
骨を折つてゐる次第だ
年なら私共は冬の夜の
悦んで讀書作文の他事
はかつたものだが、今
の有る間に重要な事務
限り片附け夜は身神を
の急に備へて待機せ
ぬ。
次第だから本誌第百
二頁に縮めることに
第百壹號も同様の理
にするかも知れない
號からは必ず前通
戻る。
ら第百號百一號は特
又皆様から祝つて
ろだが急を要する
つて二頁にちぢめ
轉が完了整頓する
なぎの爲めに書く。

疎開とりどり

子供疎開の必要は夙に
八年の夏から一部の
り説かれたが、偖そ
しようとすると色々の
ありなかなか思ふや
ぬ。今春のこと三輪
に疎開の事をおたづ

田隆ヨリ
中橋へ

常[illegible]し[illegible]　それを主義的[illegible]由一時気勢をかう

したところ早速ハガ
　疎開々と探してみ
かいおいでといふ
　との御返事だつ
その通りだ。
　東京では先づ
させたが、それ
折だつた。併し
の部だ。
　働き盛りの者
子供は疎開せよ
故疎開といふ段
京生れの東京人
　第一に東京に
し又東京に仕事
離れては生甲斐
の東京兒石井柏
家が燒け出され
でも東京に頑張
られるが、石井
團長を勸めてゐ
あらう。その句
　待避壕出入に
　投彈の火の手
　私と來たら印
子市へ疎開するの
へ歸つても東京に
には骨が折れやう
大に努力するつ
するほど健康にな
いと今頃すでに我
風で臥せつてゐた
確に不自由と困難
母だ。

99

12 月 大 Dec.

5 日 金

~~[illegible]~~

~~[illegible]~~

6 日 土

~~[illegible]~~

7 日 日 大雪午後五時五十四分

~~[illegible]~~

摘 要

Dec. 12 月

8 日 (月)

9 日 (火)

~~[illegible]~~

~~[illegible]~~

10 日 (水)

[illegible] (正一時)

~~[illegible]~~

11 日 (木) 朔月午後四時三分

十一月、提出

~~[illegible]~~

5日

高橋君ト久しぶりに御会

山口君宛書状

山名君ト会談

六一町ヘ御見舞

四時帰宅

就寝

~~午前十一時起~~

大阪府今宮警察署
部落専務員（セットルメント）

大阪府警部補　小寺正吉

天王寺村
今宮町
方面委員

M. Kotera.

Police settlement, Osaka-fu.
Black committee of Tennoji-mura,
and Imamiyacho.